

ドイツ最初の国籍法の成立過程（1）：ドイツの国籍法と「エスニック」なネーション概念との関係を再考する

佐藤, 成基 / SATO, Shigeki

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

93

(終了ページ / End Page)

143

(発行年 / Year)

2021-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025094>

ドイツ最初の国籍法の成立過程（1）

——ドイツの国籍法と「エスニック」なネーション概念との関係を再考する——

佐藤成基

- I はじめに ——ドイツ国籍法と「エスニック」なネーション概念
- II ドイツ諸邦の国家形成と国籍法の制定 ——領域国家から成員国家への転換
- III ドイツ諸邦への国籍法制の波及 ——貧困移住者管理と諸邦間の条約
- IV プロイセン臣民法とゴータ条約 ——ドイツ諸邦における国籍規定の収斂
(以上本号)
- V 「ドイツ人」の法的規定をめぐって ——ドイツ革命とフランクフルト国民議会
- VI 北ドイツ連邦とドイツ最初の国籍法の成立 ——連邦制国家とナショナルな結合
- VII おわりに ——議論のまとめとドイツ帝国成立後の展望
(以上次号の予定)

I はじめに

——ドイツの国籍法と「エスニック」なネーション概念

1999年に大幅に改定されるまで、1913年以来長らく存続してきたドイツの国籍法（正式名称は「帝国籍および国家籍法」）がほぼ純然的な血統原理を採用してきたことはよく知られている¹。国籍法に改定される以前に出された社会学者のR.ブルーベイカーの著作『フランスとドイツの国籍とネーション』（1992）は、ドイツとフランスの国籍法形成の過程を比較しながら、血統原理に基づくこのドイツの旧国籍法の形成において、ドイツ固有の歴史的伝統に根ざした「エスノ文化的」なネーションの観念がいかに重要な役割を果たしていたのかを明らかにした²。それ以後、この研究に触発されて国籍法に関する学術的な研究がさかんになされるようになったが、そこで「ネーシ

¹ 1999年のドイツ国籍法改定については、佐藤成基「「血統共同体」からの決別 ——ドイツの国籍法改正と政治的公共圏」『社会志林』（第55巻、第4号、2009年）、348-362頁で論じた。

² Rogers Brubaker, „Einwanderung und Nationalstaat in Frankreich und Deutschland,“ *Der Staat*, 28 (1989), S.1-30; *Citizenship and Nationhood in France and Germany* (Harvard University Press, 1992) [佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学』明石書店、2005年].

ョンの自己理解」(ナショナル・アイデンティティ)との関係から考察するブルーベイカーの視点は、国籍に関する主要なアプローチの一つとして知られるようになった。それとともに、ドイツの国籍法をエスノ文化的・ナショナルの伝統に還元して捉える文化的決定論的な見方も広く見られるようになった。それは、国籍法改定が進まなかった1990年代のドイツにおいて、ドイツ固有のエスノ文化的な伝統をナチスの「民族至上主義」に結びつけ、移民に排斥的なドイツの国籍法の前近代性や反動性を批判する議論によくあらわれている³。しかしその一方で、ブルーベイカーの文化決定論的な議論に批判的な視点から国籍やシティズンシップにアプローチする学術的研究も現れた。例えば、C.ヨプケは「ドイツが永久に国籍とナショナルのエスノ文化的モデルに固定されている」と捉えるブルーベイカーのアプローチを批判し、国籍法とナショナルとの関係はブルーベイカーが考えるよりもはるかに文脈依存的で論争的であると主張している。また、G.イリーは、独仏の国籍の違いを「二百年間にわたる二つの国民史を分け隔てた異質な文化形成に関する深い歴史的主張」に帰着させるブルーベイカーの文化決定論を批判している。さらに、フランスの歴史学者P.ヴェイユは、国籍法を「ナショナル概念の転写物」として捉えるブルーベイカーのアプローチを批判し、様々な利益を考慮して獲得された法技術の集積という観点からフランスの国籍法についての歴史的分析を展開している⁴。

ほんとうにブルーベイカーの分析が批判者の言うような文化決定論に陥っているかどうかは意見が別れるところである⁵。しかし、その批判の当否は別にして、彼の研究に歴史的事実経過の検討において不十分な点があったことは否定できない。特に19世紀のドイツにおける国籍法形成に

³ 代表的なものとして Dieter Oberndörfer, *Der Wahn des Nationalen : die Alternative der offenen Republik* (Herder, 1993), Jochen Baumann, Andreas Dietl und Wolfgang Wippermann, *Blut oder Boden. Doppel-Pass, Staatsbürgerrecht und Nationalverständnis* (Elefanten Press, 1999) などがある。

⁴ Christian Joppke, *Immigration and the Nation-State: The United States, Germany, and Great Britain* (Oxford University Press, 1999), p.4; Geoff Eley, "Some general thoughts on citizenship in Germany," G.Eley and Jan Palmowski, (eds.), *Citizenship and National Identity in Twentieth-Century Germany* (Stanford University Press, 2008), p.235; Patrick Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?: Histoire de la nationalité française depuis la Révolution* (Édition Grasset & Fasquelle, 2002 et 2004) [宮島喬ほか訳『フランス人とは何か ——国籍をめぐる包摂と排除のポリティクス』明石書店, 2019年]。

⁵ じっさいのところ、近年の研究の多くが批判するように、ブルーベイカーはドイツの国籍と「エスノ文化的」なナショナルの伝統を固定的に捉えたり、国籍法を「ナショナルの転写物」などと見ているわけではない。彼の分析において「ナショナル」とは政治的・社会的状況に応じて変化する「文化イデオム」であり、「エスノ文化的」なナショナルのイデオムの役割が強調されるのは1913年の国籍法改定の際の論争においてである。とはいえ、「シヴィック」と「エスノ文化的」との対立図式を用いたブルーベイカーの分析がしばしば文化決定論的に読めてしまう面も否定はできない。その批判に関する彼自身の自省的なコメントとして Rogers Brubaker and Jaeeun Kim, "Transborder Membership Politics in Germany and Korea," *European Journal of Sociology*, vol.52, no.1 (2011), p.67 を参照。そこでブルーベイカーは、「現在私は、ドイツとフランスの「ナショナルのイデオム」にそれほどの重要性を置こうとは考えていない」と述べている。

関しては、詳細な歴史的分析が不足していた。それに対し、ブルーベイカーの研究が公刊されて以後、主に歴史学者によってドイツの国籍法の形成に関する研究が複数出されている。例えばA.フーマイア、D.ゴゼヴィンケル、E.ネイサンス、F.ヴェーバーらの研究では、19世紀前半から1870年のドイツ最初の国籍法形成に至る過程において、ドイツにおける国籍法の形成がドイツ諸邦の複数の「国家籍」の法制化として始められ、他邦の帰属者は「外国人」とされていたこと、血統原理はその初期から採用されてはいたが、決してそれが支配的な原理ではなかったということ、さらにブルーベイカーの図式が示していたものとは異なり、当時の血統原理はエスニックなネーション概念とほとんど無縁であったことなどを明らかにしている⁶。

これら近年の研究は、ブルーベイカーが十分に、あるいは全く扱っていなかった多くの歴史的経緯を詳しく検討し、多くの重要な点を明らかにした。しかし、1870年までのドイツ諸邦においてなぜ、いかなる事情で国籍法が形成されるに至ったのかについて説明するための一般的な概念化は必ずしも十分になされていない。本論文では、19世紀初頭にドイツ諸邦における国家帰属の法制化が開始されてから、1870年に「北ドイツ連邦」においてドイツ最初のドイツの国籍法（正確には「北ドイツ」の国籍法）が制定されるまでの過程を、近年の研究の知見を参照し、必要に応じて当時の歴史的資料を用いながら検討し、それがどのような歴史的文脈のなかで、どのような関心に導かれて進んでいったのかを考察したい。結論を先取りして述べるならば、少なくとも本論文で扱っている時代の範囲内において中心的な意味を持っていたのは、一般市民や政治家が抱くネーションの観念やナショナル・アイデンティティなどよりも、官僚や法律家が担う国家統治のための様々な実務的関心（国内の権限の集権化、治安や社会政策への配慮、対外関係の安定、法的地位の明確化など）だった。それを本論文では、19世紀のドイツにおいて進展した国家の統治形態の変容と関連させながら明らかにしていきたい。また、その分析を通じて、ドイツの国籍法とエスニック・ネー

⁶ 近年の歴史学的研究として Dieter Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen: Die Nationalisierung der Staatsangehörigkeit vom Deutschen Bund bis zur Bundesrepublik Deutschland* (Vandenhoeck & Ruprecht, 2001), Andreas Fahrmeir, *Citizens and Aliens: Foreigner and the Law in Britain and the German States 1789-1870* (Berghahn Books, 2000), Eli Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany: Ethnicity, Utility and Nationalism* (Berg, 2004), Ferdinand Weber, *Staatsangehörigkeit und Status: Statik und Dynamik politischer Gemeinschaftsbildung* (Mohr Siebeck, 2018) が公刊されている。また、フランスの国籍法の歴史を包括的に論じたヴェイユの大著 (Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*) はその第7章で、プロイセンの国籍法形成について一次資料を用いながらかなり詳細に論じている。どの研究もブルーベイカーの議論を念頭に置きながら、国籍法とネーション概念の関係、エスニックな概念との関係を批判的に問い直している。ブルーベイカーの研究との関係から近年のドイツ国籍法研究をレビューした論文 Annemarie Sammartino, "After Brubaker: Citizenship in Modern Germany, 1848 to Today," *German History*, Vol.27, No.4 (2009), pp.583-599 は「ブルーベイカー以後」のドイツ国籍研究の要を得た概説になっている。その他、ブルーベイカーも参照している古典的研究として Rolf Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit: Verfassungsgeschichtliche Untersuchung zur Entstehung der Staatsangehörigkeit* (Duncker & Humblot, 1973) があるが、これは今でも読む価値のある重要な著作である。

ションの概念との関係を再考察するとともに、国家への個人の帰属を法的に規定するという国籍法が持つ意味についてあらためて考え直してみたい。

本論全体の概要は以下のようなものである。

まず、次のⅡではドイツ諸邦における国家帰属（「国家籍」）の法制化の開始を、ドイツ諸邦の国家がより近代的な形態へと変化していった過程と関連づける。一部のドイツ諸邦では、19世紀初頭のナポレオン支配の時代に行われた国家改革をきっかけにしてその成員を定義する法律を制定するようになった。ここではそれを、16世紀以来形成されてきた一定の領域内を統治する近世的な領域組織としての国家（「領域国家」）から、領域とともにその成員を把握して統治するより近代的な成員組織としての国家（「成員国家」）への転換がもたらしたものと捉えてみる。住民を封建的拘束から解放し、経済活動や移動の自由を認め、憲法を制定して「国家市民」（ないし「臣民」）の権利と義務を規定するとともに、一般兵役制を導入し、警察を通して住民の生活により深く介入するようになる国家において、その成員帰属を法的に明確化する理由が生じたのである。

Ⅲでは、1810年代後半から1830年代にかけて、ドイツ連邦を構成する39のドイツ諸邦において、国家籍の法的規定が広く実践されるようになった過程を論じる。それを促進した大きな要因の一つは19世紀に顕著となる移住者の増大であり、特に経済の発展とともに増加した貧困移住者の問題であった。その当時まで、一般の人々の第一の帰属先は各地のゲマインデであり、ゲマインデはその成員や居住者たちに対し貧困化した場合の救済をおこなってきた。救貧負担が過重化することを恐れたゲマインデは貧困移住者の流入を制限し、また流入した貧困移住者を外部へと追放した。さらに諸邦政府もまた、国内に滞留した帰属先不明の「放浪者」を領域外に追放するようになった。しかし、それは領土を接する隣国との対立を生み出す。そのためドイツ諸邦は「放浪者」と「被追放者」の受け入れに関する条約を、隣接する邦との間に次々と締結するようになり、またその条約のなかで諸邦政府が受け入れるべき「国家帰属者」の定義がなされるようになる。つまり、諸邦が貧困移住者の救済を相互に管理するためのツールとして「国家帰属」が定められたのである。それと並行して諸邦政府は、国内法でも国家の成員資格の定義を行うとともに、国内のゲマインデに対して自邦の「国家市民」（ないし「臣民」）の受け入れを求めるようになる。このようにこの時代のドイツ諸邦の国家籍の法的規定と実践は、諸邦間および国家とゲマインデとの間での移住者の帰属先をめぐる対立のなかで進展していくことになる。

Ⅳでは、1842年にプロイセンがその臣民資格を規定した「臣民法」を制定して以後、1851年のゴータ条約に至るまで、ドイツ諸邦の国籍規定がプロイセンの主導の下で次第にプロイセン型の規定に収斂していく過程を検討する。そこで特徴的だったのは、1830年代まで広くドイツ諸邦で実践され、法制化されていた「暗黙的帰化」、すなわち一定期間の滞在で国家籍が自動的に取得できるとする居住原理に基づく国籍取得の方法が消滅し、国家籍の取得が血統、結婚（女性の場合）、および「明示的帰化」（当人の申請と行政の許可の明示的手続きを経て国家籍が授与されるもの）によるものへと限定されていったことである。本論文では、当時はドイツ諸邦に独特であったこの居住原理による国籍取得の方法を、近世的な領域的統治の影響から生まれたものと捉え、その消滅

をドイツ諸邦が領域国家から成員国家への転換するなか、移住者の帰属を明確化するための法実務的関心によってもたらされたものと論じている。また、たしかに居住原理の消滅によって血統原理の比重は高まったが、当時の血統原理には、のちに見られるような「エスニック・ナショナル」な意味づけは全く与えられていないことを指摘する。その一方で、10年間の国外での滞在によって自動的に国家帰属を失うという規定において、国籍喪失に関する居住原理が諸邦の国籍法制の中に依然として残されていたことも確認する。

V以降（以下次号の予定）は、ドイツの国籍法制の成立に関する考察である。ドイツ単一の国籍法は諸邦内ないし諸邦間とは別の場面で問題にされ、また制定が進められた。まずVでは、統一国家形成に失敗した1848/49年のドイツ革命の際に、フランクフルトの国民議会において「ドイツ国民」ないし「ドイツ人」の概念はどう理解されていたのかに関する検討を行う。国民議会ではドイツの憲法は制定されたがその国籍法は制定されなかった。しかし本来ならば国籍法が規定しなければならない点が二つあった。一つは、国民議会選挙において選挙権を持つ「ドイツ国民」の範囲をめぐる問題であり、また憲法内でその権利と義務を規定された「ドイツ人」（ないし「ドイツ人民」）の定義をめぐる問題である。本論文では、国民議会における「ドイツ国民」ないし「ドイツ人」の概念は、基本的にドイツ連邦やドイツ諸邦の政治的・国家的枠組みを土台にして理解されており、文化的ないしエスニックな観点から理解されていたわけではなかったこと（ただし、ポーゼンは例外）、また、ドイツ内の「諸種族」の文化・エスニック上の多様性がある程度考慮されながらも、ドイツ文化への将来的同化が前提にされていたことを明らかにしていく。

VIでは、北ドイツ連邦において制定された初めてのドイツの国籍法について検討する。1867年にプロイセンの主導で22カ国からなる北ドイツ連邦が成立した後、1870年には北ドイツ連邦の国籍法（「連邦籍および国家籍の取得と喪失に関する法律」）が制定され、「連邦籍」という国家を超えた「ナショナル」な（「北ドイツ人」の）国家帰属が初めて法的に規定された。翌年成立したドイツ帝国では、この北ドイツ連邦の国籍法はそのままドイツ全体の（オーストリアとルクセンブルクは除外された形の）国籍法として継承されていくのである。しかしながら北ドイツ連邦の国籍法は、新たに設立された連邦国家における諸邦の国家帰属と連邦帰属との関係をルール化するために制定されたものであり、「北ドイツ人」の国民的一体性を追求するナショナルな理念が制度化されたわけではなかった。連邦帰属は諸邦の国家帰属を通じて間接的に取得できるものであり、北ドイツ人が他の邦の帰属者になる場合、非北ドイツ人（「外国人」）が北ドイツ連邦の一邦の国家帰属者になるのと同様、明示的帰化の手続きが求められていた。つまりこの段階においてもまだ、厳密な意味における「北ドイツ国民（norddeutsche Staatsangehörige）」は成立しておらず、各邦の国民（「バイエルン国民」「プロイセン国民」など）が存在するのみだった。また、10年間の連邦外での滞在で自動的に国籍を失うという規定は残されており、血統原理はまだ貫徹されていなかった。領事館の名簿に名前を記載することで国籍喪失を防げるという新たな規定が設けられたが、国籍法案を提出した政府側の説明によれば、その根拠は当人の国家への帰属の「意志」を確認する必要があるというものであり、そこには血統を通じて国民を一体のものとするエスニック・ネーション

の観念は希薄であった。

最後のⅦでは、本論文のそれまでの議論が持つ理論的・歴史的な含意を整理した後、ドイツ帝国成立後、国籍が実質的にナショナルな帰属を意味するようになっていく過程、特に1890年代に国籍法改定が求められるようになり、血統原理と「ドイツ民族」のエスニックな一体性を結びつけて語られるようになるまで（この詳しい経緯については別稿を予定している）の見通しについて簡単に考察する。

Ⅱ ドイツ諸邦の国家形成と国籍法の制定 ——領域国家から成員国家への転換

（1）国籍、国家、ネーション

国籍とは国家の成員資格（メンバーシップ）のことである。そうである限り、国籍が法的制度として成立する前提として国家が形成されていなければならないのは当然のことである。何をもって「国家」と呼ぶのかは難しい問題だが、一つの集合体においてある決定事項を強制的に実行できる能力を持った組織全般のことであると考えれば、その歴史は古い⁷。そして、そのような国家が常に国籍法を定めてその成員資格を規定しているわけでもなければ、それを必要としているわけでもない。西欧における国家は、度重なる戦争を通じて16世紀以後、軍隊と徴税制度を持ち、一定の領域を統治する政治組織として形成されてきた⁸。しかし、西欧において初めて国家がその成員を法律によって定義するようになったのは18世紀末のフランス革命の時代からであり、整備された国籍法としては1804年のフランス民法典が最初であるとされている。ドイツにおいても、フランスよりやや遅れながらもほぼ同時期に国籍の法制化がなされるようになった。では、なぜこの時期に国家がその成員資格を（フランスの場合は「国民」を）法律によって明確化する必要があったのか。本論文ではその理由として、国家の統治形態それ自体が変化したということに注目する。フランス革命を経て、人々は旧体制下の封建的領主支配から解放されるとともに、身分的・同業的団体の特別な権限が解消されるようになるなか、国家は統一的な法律や憲法を通じてその成員の平等と自由を（今日の水準から見れば不十分ながら）保護するようになる。また国家は、身分にとらわれない形の一般兵役義務をその成員全体に課すようになる。こうして国家は、単にその領域内を一元的に統治することを目指す「領域国家（territorial state）」から、領域だけではなくその成員を一元的に把握し、彼らを国家の統治のために組織化する「成員国家（membership state）」へと転換していくことになる⁹。フランス革命からナポレオンの時代にかけてフランスで急速に進ん

⁷ M.ヴェーバーのいう「正当な暴力行使を独占」によって決定事項を強制的に実行することができる国家は「近代的」な国家のことである。佐藤成基『国家の社会学』（青弓社、2014年）第2章を参照。

⁸ これについては、Charles Tilly, *Coercion, Capital, and European States, AD 990-1992* (Blackwell 1990), あるいは佐藤『国家の社会学』第4章を参照。

だ成員国家化は、ナポレオンが支配する時代のドイツにおいても、ライン同盟下で直接的な影響を受けた南部・西部諸邦やナポレオン支配に対抗するオーストリアやプロイセンでの国家改革を通じて広まっていった。この時代にドイツ諸邦の一部でその「国家市民」や「臣民」の資格に関する法律が制定されはじめたのはそのためである。

しかし、この時代にドイツ諸邦で形成され始めた成員国家は、フランスのような「国民国家 (nation state)」ではなかった。ドイツ諸邦における成員国家形成は「ネーション」とは別の次元で進展した。そのため、ドイツ諸法における国籍形成を「ドイツ・ネーション」といったん切り離して理解することが必要である。たしかにドイツでもナポレオン支配に対抗するなかから、ドイツの「ネーション」を一体化し、その政治的統一を目指す国民運動（すなわちドイツのナショナリズム）が発生し、主に自由主義的な教養市民層に担われ、諸邦の境界線を越えて拡大した¹⁰。しかし19世紀前半期にドイツ諸邦で進められた国籍の法制化は、このような同時代のナショナリズムの風潮とはほとんど連動していなかったと考えて良い。その時代の国籍（＝国家帰属）は各邦の「国家市民」や「臣民」の資格を定めたものであり、ドイツの「国民 (Nation)」を規定したものではなかったのである。主に諸邦の法務官僚によって担われた国家帰属の法制化はむしろ、ドイツの統一運動と逆行するものでさえあった。ドイツにおける国籍法形成の開始をフランスとの比較で見ると、まずこの点には注意を向ける必要がある。

以上の点を踏まえた上で、以下本章ではドイツ諸邦における国家形成と国籍法の形成との関係を3つの段階に分けて論じる。(2)は18世紀の領域国家の時代、オーストリアやプロイセンの「啓蒙専制」的支配のもとで、その住民がどのように把握されていたのか、なぜこの時代に国家の成員資格が明確化されなかったのかについて論じる。(3)では、ナポレオン支配の時代における国家改革と、一部の諸邦で行われた成員資格の法制化について考察する。(4)では、19世紀の最初の30年間にドイツ諸邦で広く採用されていた居住原理に基づく国家籍資格の取得に注目し、それが18世紀以前の領域国家の統治論理に由来するものであることを指摘する。

(2) 領域国家形成と「臣民」

封建国家から領域国家へ

まず、中世の封建国家から近世の領域国家への変化について説明しておこう¹¹。

ある程度単純化して述べるならば、中世欧州の封建国家は主君と臣下の人格的主従関係からなる

⁹ 「領域国家」「成員国家」の概念は、ブルーベイカーが用いた「領域組織」と「成員組織」の概念に依拠している。ブルーベイカーは国家をこの二つの側面に分けて議論している (Brubaker, *Citizenship and Nationhood*, Chapter 1 [訳第1章])。

¹⁰ この歴史に関してはこれまで数多くの研究がある。古典的な概説として Hagen Schulze, *Der Weg zum Nationalstaat: Die deutsche Nationalbewegung vom 18. Jahrhundert bis zur Reichsgründung* (dtv, 1985) が参照できる。

複合体であった。君主は各地域の領主や自治組織（都市やギルドなど）を通じた間接的な統治を行っており、法や秩序は地域により、また社会集団により異なっていた。それに対し、16世紀以後に有力君主の下で発達する領域国家は、軍事的暴力の独占的把握を背景に、官僚制的に組織された行政機構と法の統一により、その領域内において封建領主や地域的・職業的自治組織、身分集団の持つ様々な特権を超えた一元的な統治を目指した¹²。しかし、旧来の地域的・身分的諸団体の力は根強く、また国家自体が身分的特権もつ君主や貴族身分の官僚によって担われていたという矛盾もあり、結局のところ18世紀までの近世国家は、「絶対主義」という言葉とは裏腹に、集権化を志向する国家と分立的な地域的・身分的権益との間の力の妥協的關係性によって成り立っていた。とはいえ、ある程度集権化された軍事力と行政機構により、領域内における地域の法的秩序に直接介入し、諸資源を動員できるだけの統治組織は形成されるに至った。これが18世紀までの領域国家である¹³。

しかし領域国家は、領域内の住民や移民を含め、人間一人一人を個別に把握するには至っていなかった。そのため、領域国家にとって、誰がそれに属する成員なのかを定める必要はなかった。18世紀まで、一般の人々の帰属先は各市町村のゲマインデ（コムーネ）であり、彼らの生活の基盤はまず第一にゲマインデにあった。彼らがある国家に帰属しているとするならば、それはゲマインデを通じて国家に間接的に帰属しているに過ぎなかった。「臣民（Untertan）」という言葉が用いら

¹¹ ここで「近世（early modern）」とはほぼ15世紀から18世紀の時代を指している。欧州の国家形成史においては、「近代」と「近世」とを区別して理解することが重要である。中世→近世→近代という段階を追って欧州の国家形成史を一般化した歴史社会学的研究としてG.ポッジのものがあり、本論も彼の研究を参考にしている。ポッジは欧州の国家形成史を「封建国家→身分制国家（Ständestaat）→絶対主義国家→立憲主義国家」という4つの段階に整理している（Gianfranco Poggi, *The Development of Modern States*, Stanford University Press, 1978）。本論が「領域国家」という概念で意味しているのはポッジの図式では身分制国家と絶対主義国家の両面を含めていて、それが君主と官僚による集権的統治と諸身分の権限保持との妥協と対抗の關係から成り立つものと解釈している。また「立憲主義国家」は本論の「成員国家」に相当するが、「成員国家」は必ずしも憲法を制定してはいない（19世紀前半のプロイセン王国のように）。

¹² アメリカのドイツ史学者J.シーアンは、このような変化を「領主支配（Herrschaft）」から「行政支配（Verwaltung）」への転換という概念で表現している。この二つの概念は、オーストリアの歴史学者O.ブルナーの1940年代の研究からとられたものである。「領主支配」の概念は、シーアンによって「政治的、経済的、社会的な力を結合し、それらを個々の主君や親方など、ヘル（Herr）の人格に位置づける概念である。領主支配は官職ではなく人格に結びついたものである」と説明されている（James Sheehan, *German History 1770-1866*, Clarendon Press, 1989, pp. 27-28）。

¹³ 社会学者C.ティリーは、16世紀から19世紀にかけての欧州国家の形成を、中間的勢力を媒介にした「間接統治」から、その中間的勢力を排して領域・住民を直接的に把握する「直接統治」への転換ととらえている（Charles Tilly, *Coercion, Capital and European States, AD 990-1992*, Blackwell, 1990, Chapter 4; 佐藤成基『国家の社会学』青弓社、2014年、第4章）。18世紀の領域国家は過渡的な形態であり、官僚機構を通して領域の一元的統治は目指すが、旧来の身分的・団体的な中間勢力は依然として残存し、いまだ国家は個人を直接的に統治するまでには至っていない。

れるとすれば、それは領域内にあるゲマインデの成員や居住者のことであり、国家が直接その資格を定義してはいなかった。領域国家にとって、人間はいわば物的資源と同様に国力のために動員されるべき諸資源の一部にすぎず、その人間が「誰」であるかは問われなかったのである。ブルーベーカーの言葉を用いれば、領域国家は「統治領域の場として構成」されているに過ぎず、「その場に入場したものは、すべてその権限によって支配された」のである¹⁴。そのため、誰が「外国人」であり誰が「臣民」であるかはさして大きな問題にはならなかったのであり、重要なのは領域内の人間が全体として国の富や戦力にどの程度貢献するかという量的な問題だけだった。その意味で領域国家は、後の国民国家に比べて移住者の出入りに関して「オープン」であったと言える。しかしその反面で、生まれた時から領内に住み、後に国籍法が適応されれば間違いなく「国民」になりうる住民であっても、犯罪を犯せばその罰則として国外に追放されることもありえた¹⁵。どちらの点においても、「国民」と「外国人」とは区別されなかったのである。

プロイセンとオーストリア

領域国家形成は西欧において広く見られたが、18世紀のドイツには統一的な領域国家は存在していなかった。18世紀までのドイツには「ドイツ・ネーションの神聖ローマ帝国」と呼ばれる政治的・法的枠組みが存在してはいたが、それは教会・聖職領、世俗諸侯領、騎士領、自由都市など様々な種類の、規模も大小様々な1500以上の領域単位からなる複雑な連合体であった。そのなかで領域国家形成は規模の大きな世俗諸侯領において進んだ。特にプロイセンとオーストリアは帝国外にも多くの領土を持った欧州の大国であった。どちらの国においても、18世紀末には成員国家への転換につながる「臣民」の法的な把握も試みられている。

まずプロイセンから見ていこう¹⁶。欧州の東方辺境で後発国として台頭したプロイセンでは、17世紀後半以後、大選帝侯のフリードリヒ・ヴィルヘルムから国王のフリードリヒ・ヴィルヘルム1世の治世にかけて軍事力を中核にした国家の強化が進められ、それとともに行政機構も集権化されていった。そして、1740年から1786年までのあいだ王位についたフリードリヒ2世はその「啓蒙専制」的政策によって、行政官僚制を拡張したほか、従来の地域的・身分的特権を超え、領内全体を統一する一般法の法制化を進めた。その最大の成果が「一般ラント法 (Allgemeines Landrecht)」である。これは国王の命によってプロイセンの司法官僚が作成したもので、完成したのは国王の死後、1794年であった。

一般ラント法は、プロイセンが近世的な領域国家から、より近代的な成員国家へと転換する過渡的段階にあったことをよく示している。まず一般ラント法では「国家の成員 (Mitglied des

¹⁴ Brubaker, *Citizenship and Nationhood*, p.55 [訳96頁]

¹⁵ Hermann Rehm, *Der Erwerb von Staats- und Gemeinde-Angehörigkeit in geschichtlicher Entwicklung nach römischem und deutschem Staatsrecht*, in Georg Hirth und Max von Seydel (hrsg.), *Annalen des Deutschen Reiches für Gesetzgebung, Verwaltung und Statistik*, Jg. 1892 (G. Hirth, 1892), S.231.

¹⁶ 以下は Sheehan, *German History*, pp. 55-71 を参照した。

Staates)」「国家の住民 (Einwohner des Staates)」「臣民 (Unterthan)」いう概念 (それぞれの意味の違いは明確ではない) を用いて国家の統治する人間を直接対象にしているだけでなく、「身分・地位・性別の違いによらず、すべての国家臣民を結びつける」(序章22条)として市民革命的な法の下での平等を予見させる(「臣民」という封建的な語彙を使いながらだが)ような条文さえある点が注目される¹⁷。しかし、他の条文には貴族、農民、都市市民などの身分の存在を前提にし、身分ごとにその権利や義務を規定している部分も多い。つまり一般ラント法は、身分的差異を超え、法の下での平等を志向した「一般法」を主張しながらも、実際には身分別の「特別法」の集積になっているのである。しかも、「国家の成員」や「臣民」といった概念で何を意味するのかの明確な規定は記されていないかった。

たしかに条文の中には「余所者 (Fremde)」や「外国人 (Ausländer)」に言及した条項はある。しかし「余所者」や「外国人」と「国家の成員」(ないし「臣民」)との区別は流動的である。例えば、「外国の臣民」は国内で営業をする際に「住民のすべての権利が享受できる」とある(序章41条)。つまり、「外国の臣民」も国内で経済活動の面では「国家の住民」同様の条件が保証されているというわけである。その一方で、「プロイセン臣民」に対しては「無断で最上級裁判管轄権の外に移住してはならない」として出国の制限を行いながら(Ⅱ部17章127条)、「国内に真に居住している外国人は、入国から10年以内であれば出国できる」(同132条)として、外国人に対しては出国の制限が免除している。この132条を逆に解釈すれば、10年以上「真に居住」していれば、「プロイセン臣民」同様、国外への移住が制限されるという意味になる。ここで「真に居住する」とは、公職を得る、営業活動を行う、土地を購入するなどにより国内に経済基盤を築いていることとされているが(同131条)、この意味で「真に居住」していれば、「外国人」も10年間の滞在で「プロイセン臣民」と同様の扱いになることを示唆しているわけである。これは「外国人」と「プロイセン臣民」にカテゴリー的な区別をつけることなく、領域内に居住する人間を有効な経済資源ととらえる領域国家の統治論理をよく示していると言えるだろう。このような「居住 (Domicil)」に基づく領域内の人的把握は(これを「居住原理」と呼ぶ)、後に見るように、19世紀前半のドイツ諸邦の国籍規定に広く採用されていた「暗黙的帰化」のなかにその刻印を残すことになる。

オーストリアでは、18世紀後半にマリア・テレジアとヨーゼフ2世という二代にわたる君主の「啓蒙専制」によって、旧来の領主支配、ギルド、教会などの規則・習慣を超えた統一的な行政機構の確立と一般法の制定が進められた¹⁸。1753年に制定されたテレジア法典、1786年に制定されたヨーゼフ法典という二つの民法典は、身分的・領域的な法の差異を平準化し、「オーストリア臣民」を統一的な法のもとに置こうとするものだった¹⁹。しかしながらここには、いったい誰が「臣民」

¹⁷ 一般ラント法のテキストは opiniojuris.de (Die freie juristische Bibliothek) に掲載されているものを引用した (<https://opiniojuris.de/quellen>)。

¹⁸ Seehan, *German History*, pp. 44-55; Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S. 33-34.

¹⁹ Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S.146

なのかを規定する条文は組み込まれていない。国家は領域内の住民を「臣民」として一元的に統治することを目指してはいたが、誰がその「臣民」なのかを同定するまでには至っていなかったのである。とはいえ、マリア・テレジアとヨーゼフ2世の啓蒙専制主義の遺産は、フランス革命以後、ナポレオン時代の1811年の制定される一般民法典へとつながっていく。この一般民法典は、国家の成員資格を規定するドイツで最初の法律の一つとなった。

（3）ナポレオン支配下での国家改革 —— 成員国家への転換

1802年のライン左岸の占領から始まるナポレオンの支配は、ドイツの政治地理に大きな変動をもたらした。1806年に神聖ローマ帝国が解体され、それを構成していた教会・聖職者領や騎士領の全て、小規模な世俗諸侯領のほとんどが廃止された。その代わり、バイエルン、ビュルテンベルク、バーデンなどの中規模諸侯の領域は大幅に拡大された。また、フランスと対峙するオーストリアとプロイセン以外の諸邦はナポレオンを盟主とする「ライン同盟」に編入された。

この時代に強力に進められた国家改革は、ライン同盟に加盟する南西部の諸邦と、オーストリアとプロイセンとで性格が異なった。ライン同盟諸邦では、フランスの影響を受け、フランスをモデルとした国家改革が進められたのに対し、オーストリアとプロイセンはフランスと対抗し、軍事的動員を準備する中で国家改革が進められたのである。にもかかわらず、どちらの諸邦でも再編成された領土の中で国家改革が行われ、その成員の直接的な把握を目指す成員国家の建設が開始された。歴史学者A.グリーンが述べるように「ナポレオン時代とその後、プロイセンと南部・西部のドイツ諸邦は上からの改革のプログラムに着手し、標準化され能力主義的な官僚機構と共に統一的国家の形成を目指したのである」²⁰。その結果、一部の邦（バーデンやバイエルンなど）ではその成員資格（「国家市民」や「臣民」の資格）に関する法的な規定も行われたのである。

以下、この時期の国家改革と国籍法制について、南西ドイツ諸国とオーストリア、プロイセンに分けて検討を行う。

南西ドイツ諸国 —— バーデン、バイエルン、ビュルテンベルク

ナポレオン支配の下で領域を拡大したバイエルン王国、バーデン大公国、ビュルテンベルク王国の三ヶ国は、フランスをモデルとした集権的行政組織と法律によって領域的な統合をめざしたほか、領域内の住民を「国家市民（Staatsbürger）」と規定し、その権利や義務を記した法律が制定された²¹。バイエルンでは1812年に、バーデンでは1818年に、ビュルテンベルクでは1820年（ナポレオン失脚後だが）に早くも憲法も制定されている。こうした法制度の改革とともに、「国家市民」の条件を規定した法律も定められた。それをここで見ていくことにする。

1808年6月に出されたバーデン大公国の「諸身分の基本法」（Grundverfassung der verschiedenen

²⁰ Abigail Green, *Fatherlands: State-Building and Nationhood in Nineteenth-Century Germany* (Cambridge University Press, 2001), p.320.

Stände) は、今日の国籍法に近い体裁をとった規定を含んだ法律として、おそらくはドイツで最初のものである²²。この「基本法」全体は「余所者 (Fremde)」と「国家市民 (Staatsbürger)」の地位について規定したのだが、「国家市民権の取得」とされた項目には、以下の四つの方法により「国家市民権 (Staatsbürger-Recht)」が獲得されるとされている。

第一は外国人女性がバーデンの男性国家市民と結婚することによる。女性が結婚すると男性の国籍に自動的に変わるという原則は、家族の一体性を保つという当時の家族法の理念に基づいたものであり、この時代に広く共有された国籍取得のルールだった。

第二は「出生 (Eingeborenheit)」による。ここでは①「女性の国家市民 (Staatsbürgerin)」の子供として生まれた者、②婚姻外の場合は国内で生まれた者、③滞在資格を持つ外国人の子供として国内に生まれ、かつ他の国家市民権を持たない者の三つの場合があげられている²³。①はいわゆる「血統」の原理に基づくものだ。後の国籍法で一般的にみられる表記の仕方とは異なり、「女性の国家市民」を軸に条文が書かれていることが目を引くが、妻がバーデン人であるということは夫もバーデン人であることが前提なので（第一の方法による）、実質的には父親の国家市民籍を継承することと大きな違いはない。また、血統に基づく①に対し、②と③では限定的ながら出生地原理が取られていることは注目に値する。後で見るように、1815年のウィーン会議後のドイツ諸邦では、バーデンを含め、被追放者条約を通じて血統原理が広く共有されるようになる。だがナポレオン時代のバーデンでは、次に見るバイエルン王国同様、出生地原理が採用されているのである。

第三は「国籍証明 (diplomata indigenatus)」によるとされるもので、行政の裁量による国籍の授与であり、後に「明示的帰化」とも呼ばれるようになるものである。国内に住居を持ち、他国の国籍を放棄していることがその条件とされている。また、公務員として採用されている場合は、それが国籍証明の代替となるとされる。公務員に従事することによる国籍の授与という方法も、後に多くの国籍法で採用されるようになるものである。

第四は国内での10年間実質的な居住が許されていて、他の国籍を持たない場合である。これは

²¹ ライン同盟時代の南ドイツ諸国の国家改革については、ここでもSheehan, *German History*, pp.259-274を参考にした。William O. Shanahan, "A Neglected Source of German Nationalism: The Confederation of the Rhine, 1806-1813," in Michael Palumbo and William Shanahan, eds., *Nationalism: Essays in Honor of Lois L. Snyder* (Greenwood Press, 1981), pp. も有用な論考である。ただ、この時期の国家改革が、論文のタイトル通り「ドイツ・ナショナリズムの源泉」であったのかは議論の余地がある。本論文では、この時代の南ドイツ諸国を「成員国家化の開始」と位置付けている。

²² „Landesherrlich Verordnung,“ *Regierungs-Blatt für das Großherzogthum Baden*, Nr. 18, 27. Juni, 1808, S.153。「諸身分の (直訳すると「様々な身分」)」という表現に、諸身分を前提にした領域国家の身分制的性格の名残が現れている。

²³ 滞在資格を持つ外国人には、短期滞在者の「保護仲間 (Schutzgenossen [sic])」と「定住者 (Einsassen)」があり、この二つの資格を持った人々が「国家帰属者 (Staatsangehörige)」と呼ばれ、「国家市民」とは区別されていた。この第三の場合は、「国家帰属者である外国人 (staatsangehörige Fremden)」の子供が対象にされている („Landesherrlich Verordnung,“ S.149-150)。

居住の実態により、明示的な証明手続きなく自動的に国籍が付与されるという国家籍取得であり、「暗黙的帰化」と呼ばれるものである。これは英仏などの他の諸国には見られない帰化の方法だが²⁴、ドイツ諸邦では1830年代までひろく共有されていた。

また、国籍喪失については他国の国籍の取得、国外での結婚、長期間国家を離れて兵役などの義務を怠った場合などがあげられていて、これらの点もまた同時代の諸邦の国籍法とほぼ共通のものが見出せる。

一方、バイエルンでは1812年1月に出された「バイエルンにおける内国籍の資格、国家市民の権利、通行者・他郷者の権利に関する勅令」が、バイエルンの国籍の資格要件を定めている²⁵。なおこの勅令は、1808年に出されたバイエルンの憲法における「国家市民」や「内国籍（Indigenat）」の概念を明確にするために出されたものである。勅令では、まず2条で「出生（Geburt）と帰化（Naturalisation）」を国籍取得の方法と定めた後、3条と4条でそれぞれの要件が記されている。「出生」の方は、「父か母がバイエルンで生まれ、かつ本人がバイエルンで生まれる」ことによるとされる。これは「二重の出生地原理」と呼ばれる後のフランスの国籍法の規定に類似したものであり、ドイツの国籍法の歴史において極めて珍しいものになっている。ただし、外国で生まれた子供に関しては、父又は母が「出生の際にバイエルン内国籍を持つ者」とされて血統原理が取られている。「帰化」の方は、外国人女性がバイエルン男性と結婚した場合、犯罪歴なしで10年間連続して滞在した場合、役所に申請して許可された場合、公職に就いている場合などとなっている。結婚（女性の場合）、居住による暗黙的帰化、政府の許可による明示的帰化、公職への従事という方法は、前述のバーデンの規定にあったものと同様である。

国籍の喪失に関しては（7条）、外国に帰化した場合、外国で公職や軍役についた場合、外国に移住するかあるいは帰国の意図なく1年以上外国に居住している場合、外国人男性と結婚した（女性）の場合などがあげられている。また、外国に滞在することで自動的に国籍を失うという規定は、プロイセンを含むのちのドイツ諸邦の国籍法に広く見られるものだが、その多くは10年以上の滞在によるものであり、「1年以上」という期間は短い。

また、1812年のバイエルンの勅令で特徴的なのは、「内国籍」と「国家市民」とを区別していることである。「内国籍」の保持者は、21歳になった段階で「国王に忠実である」という「誓約（Eid）」を行うことではじめて「国家市民」としての権利を享受できることとされている（15条）。国家帰属者と国家市民権を区別し、前者を持つ者は「誓約」によって後者を得られるとする規定は、

²⁴ Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.97 による。ただし、フランスでは革命期に1790年と1793年の憲法で、居住に基づく自動帰化が認められていた時代がある。しかし1795年憲法以後、自動帰化は廃止された。その後、19世紀前半のフランスでは、市町村の承認により「居住許可」が得られたが、帰化するにはさらに申請と中央政府の承認が必要であった（Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?* pp.32-37, 57-61 [訳38-43, 63-67頁]）。

²⁵ „Edikt über das Indigenat, das Staatsbürger-Recht, die Recht der Forensen und der Fremden in Baiern,“ *Königlich-Baierisches Regierungsblatt*, V. Stück, 18. Januar 1812, S.210.

フランス革命期の憲法（1791年憲法）に見られたものに近い²⁶。ただし、フランスの場合は「市民誓約」であるのに対し、バイエルンの場合は国王に対する誓約である。

東西をそれぞれバイエルンとバーデンに挟まれているヴュルテンベルク王国では、ナポレオン支配の時代に国籍に関する一般的規定は出されていない。しかしながら、1807年に「浮浪者 (Vaganten)」の取り締まりを命じた一般条例のなかで「余所者 (Fremde)」と「内国人 (Inländer)」の区別を示唆する条文が記されている²⁷。その21条では「生業なく放浪している浮浪者」の処遇についての規定があり、王国内で生まれたか、少なくとも5年以上滞在している場合には彼らを国外には追放せず、「有害でなく、可能な限り有用な国家市民に教育する (bilden)」とされる。国内での出生か5年に以上の居住かという条件で、「余所者」を「国家市民」へと「教育」しようというこの条文は、この時点でのヴュルテンベルクが「領域」をベースにした（しかし「市民的」というより上からのパターナリスティックな）国家帰属の原理を採用していたことを示すものである。また、諸邦の国境を超えて「浮浪」する貧困者の受け入れという問題については、後に諸邦間の条約のなかでルール化がはかれることになる。この点については後で詳しく検討することになるが、すでにこの時点で、ヴュルテンベルクが国内法によって対処しようとしていた。だが、この問題が一国の法律だけで対処しきれないことは明らかであろう。

オーストリアとプロイセン

1792年に即位したハプスブルク家の君主フランツ2世は、ナポレオンが皇帝の地位に就いたことに対抗し、1804年に「オーストリア皇帝」を名乗るようになった。1806年に神聖ローマ帝国という「メタ国家」的な体制が消滅すると、ハプスブルク君主国は名実ともに「オーストリア」の国家（オーストリア帝国）となり、他のドイツ諸邦と同一レベルの主権単位となった。フランスとの戦争に備えて軍事改革が行われ、1808年には一般兵役義務が導入された。これは欧州において、フランスに次ぎ2番目のことである²⁸。しかしながら、国家の集権化と統治の一元化を目指したマリア・テレジアとヨーゼフ2世の政策がそのまま継続されたわけではなかった。逆に1792年に即位したフランツ2世は、「封建制的領主支配 (Grundherrschaft) の慣行を弱体化することで農民を国家の直属の臣民にしようとしたハプブルク君主国の長年の活動を停止させた」のである。とはいえ、オーストリアの官僚機構は中下位にたるまで機能しつづけ、ヨーゼフ2世の治下で行われていた民法典の作成も、フランツ2世治下の保守的環境での抵抗にあいながら続行された。ようやく1811年になって「一般民法典 (Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch)」が完成し、翌1812年に「ドイツの世襲領」全域で施行されることになる²⁹。

²⁶ Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?* p.32 [訳38頁] .

²⁷ „General-Verordnung,“ *Königlich-Württembergisches Staats- und Regierungsblatt*, Beilage zu Nr. 84, 1807, S.451.

²⁸ Hagen Schulze, *Staat und Nation in der europäischen Geschichte* (C.H.Beck, 1994), S.195.

²⁹ Sheehan, *German History*, pp. 281-282 (引用はp.281).

一般民法典は「諸領のすべての国家市民を結びつける」（4条）とし、「国家市民（Staatsbürger）」一般の「私的諸権利（Privat-Rechte）」と義務について規定している³⁰。その一方で「すでに獲得された権利には影響しない」（5条）という規定により、既存の身分的特権を保護していた。このように一般民法典は、封建的な「臣民」ではなく「国家市民」という概念を用いながらも、法の下での平等の原則が徹底されてはいなかった。しかし一般民法典は、オーストリアの「国家市民」の資格条件を規定していた。つまりこの法典は、オーストリアの国籍法としての意味を持っていたのである³¹。その規定によれば「市民的権利の十全なる享受は国家市民権によって獲得される。これら諸領における国家市民権は出生により、オーストリア国家市民の子供に与えられる」（28条）とされており、血統の原理に基づいた国家市民資格の要件の規定を行なっていることがわかる。これはドイツにおける最初の血統原理に基づく国籍規定となる。また、「外国人（Fremde）」は①公務への就任、②正規の定住を必要とする営業の従事、③犯罪歴がないという状態での継続的な10年間の定住によって「オーストリア国家市民資格」が得られるとされている（29条）。さらに、これらの条件を満たさなくても、財産や営業能力を持ち、「品行方正（sittliche Betragen）」であれば、官庁への申し出によって「帰化（Einbürgerung）」が認められるとされている（30条）。このように、外国人に「暗黙的帰化」（公務、正規の経済活動、10年間の居住による）と「明示的帰化」（官庁への申し出と帰化の承認による）の両方を認めている点において、バーデンやバイエルンと同様の規定になっている。

また、国籍の喪失については、「出国移民（Auswanderung）」と外国人男性との結婚（女性の場合）の二つがあげられ、前者については「出国移民法によって定められる」として詳しい規定はない。だが、これらの点においてもバーデンやバイエルンの場合と基本的には同様である。

他方、プロイセンはイエナの戦いで敗北により領土と人口のほぼ半分を失うという屈辱を味わったが、その後ハルデンベルクやシュタインらによる積極的な国家改革が行われた。その国家改革には、行政機構の集権化とともに封建的伝統からの社会の解放が含まれていた³²。例えば、1807年の10月勅令はギルドや領主の権限の弱体化、財産権や土地使用の自由、領主からの農民の解放などを定めたものである。また、1808年の法令では旧来の都市の自治権に制限を加え、1810年の財政勅令では税負担の公平性、企業活動の自由、教会領の国有化などが命ぜられた。これらの法令はどれも住民の経済的自由や法の下での平等を国家によって保障しようとしたものである。しかしながら

³⁰ *Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch für die gesamten Deutschen Elbländer der Oesterreichischen Monarchie*, I. Theil (K. K. Hof- und Staatsdruckerey, 1811), S.11-13.

³¹ 民法によって国籍を規定するという方法は、1804年のフランスの民法典の場合と同様だが、オーストリアの一般民法典に対するフランスの影響を指摘する研究は今のところ見当たらない。むしろ、マリアテレジアとヨーゼフ2世以来の「啓蒙専制」的絶対主義の影響が色濃く、革命に結びついたフランスの平等思想に対して、当時の官僚たちはむしろ忌避的であった。

³² プロイセンの改革については、Reinhart Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution* (Ernst Klett, 1967), S.153-216 および Sheehan, *German History*, pp.291-310 を参考にした。

プロイセンでは、バイエルンやオーストリアのように「国家市民 (Staatsbürger) の権利」を定めた憲法や民法典が制定されたわけではない。それどころか、法律において用いられていたのは「国家市民」ではなく、ほとんどの場合封建的な「臣民 (Untertan)」の概念であった³³。

ナポレオン期のプロイセンでは国籍資格を一般的に定めた法律は制定されなかった。しかし、機能限定的な形で「プロイセン臣民」の資格を定めた法令は出されていた。1812年7月の「プロイセン臣民の国外移住と外国における帰化に関する勅令」がそれである³⁴。フランスがロシアとの戦争を開始した直後に出されたこの勅令（その時プロイセンはまだフランスの同盟国だった）は、国外に移住した「プロイセン臣民」の兵役義務に関する規則を定めたものである。そこで誰が兵役義務を負う「プロイセン臣民」なのかの定義が記されているが、それによれば①親がプロイセン人であること³⁵、②10年間居住して土地を購入しているか営業活動を行なっていること、③公務に従事していることの三つが資格条件となっている。血統、10年間の居住、公職への従事などという点でこの勅令は、後のプロイセンの臣民法（1842年に発布される）の内容を先取りしている。ウィーン会議の後の1818年9月15日、平時に戻ったからという理由でこの勅令は廃止されている³⁶。だが臣民法が制定されるまでのあいだ、プロイセンの行政府においてはすでにこの基準によって国家帰属に関する業務が処理されていたことが推測される。

（４）ドイツ諸邦の初期の国籍規定と「居住」の原理

以上のようにドイツにおける最初の国籍の法制化は、ナポレオン時代の国家改革により、法の下での平等の原則の下で身分的・同業的特権が弱体化され、18世紀までの近世的領域国家が19世紀的な近代的成員国家へと転換する過程で行われた。特にライン同盟に加入し、フランスの影響を強く受けて国家改革が行われたバーデンとバイエルンでは、憲法制定と連動しながら、憲法において権利・義務が規定されている「国家市民」の資格条件を明示する法律として国籍法が制定されたのである。それに対しオーストリアでは、フランスとの対立から軍事改革が行われたのと並行して、18世紀の「啓蒙専制」時代の国内の法的一元化政策の集大成として一般民法典が成立し、そこで「国家市民」の資格が規定された³⁷。一方プロイセンにおいては、法の下での平等を促進する様々な改革

³³ ユダヤ人の解放を命じた1812年3月11日の「解放勅令」だけは「プロイセン国家市民 (preußische Staatsbürgerrecht)」という概念が用いられている (Koselleck, *Preußen*, S.59; Gosewinkel *Einbürgern und Ausschließen*, S.75)。

³⁴ „Edikt wegen der Auswanderung Preußischer Untertanen und ihrer Naturalisation in fremden Staaten. Von 21. Juli 1812,“ *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*, Nr.17, 1812, S.114.

³⁵ 法律の原文は「我々の国家生まれの (aus Unseren Staaten gebürtig sind)」と書かれていて、国家の領土内で生まれたとする出生地原理的な意味をとるとれるが、ゴゼウインケルはこれを親の国家帰属を継承するという血統原理の意味で解釈している (Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.75)。それに対しヴェイユはこの条文を出生地原理の意味でとっている (Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p.510 [訳450頁])。本論文ではゴゼウインケルに従った。

³⁶ *Gesetzsammlung für die Königlichen Preussischen Staaten* 1818, S.174。

が行われはしたものの、一般的な国籍の法制化はなされなかった。しかし、国外のプロイセン臣民の兵役義務を規定した勅令のなかで「プロイセン臣民」の条件が記載された。

この時代の諸邦の国籍規定を比較すると、出生による国籍取得の方法に関する違いが目立っている。一方でバイエルン、バーデン、ビュルテンベルクといった南ドイツ諸邦では、出生地原理の要素が取り入れられている。特にバイエルンの1812年の「内国籍法」ではいわゆる二重の出生地原理が用いられている。それに対し、オーストリアとプロイセンでは血統原理が取り入れられ、バーデンでは血統原理と出生地原理（滞在資格を持つ外国人の子供の場合）の両方が取り入れられている。フランスの支配下にあった諸邦で出生地原理の要素が強いのは、革命期フランスの影響と見ることは可能である。しかし、ドイツの諸邦で国籍法が制定された時点でのフランスでは、すでに血統原理の国籍規定（民法典における）が採用されていた³⁸。

だが、その他の点ではどの邦においてもほぼ同じ項目が挙げられている。結婚（女性の場合）、当局からの許可に基づく明示的帰化、一定期間の滞在による暗黙的帰化、そして公務への従事といった項目はどの領邦で取り入れられている。暗黙的帰化の期間がバイエルンの場合は1年、他の場合は10年という違いがある程度である。また、ビュルテンベルクの「追放者」に関する規定には公務への従事はない。

ドイツ諸邦の国籍規定においてはこのように、出生による国籍取得の他に、外国人が国籍を取得する方法が複数存在している。その中でも、一定期間（多くの場合10年）の領域内の居住によって自動的に国籍が取得できるという「暗黙的帰化」の方法が、どの邦においても採用されているという点に注目したい。明示的帰化が当事者の意志と国家の承認により、また血統原理が親子の血縁関係によって国家への帰属が決定されるのに対し、暗黙的帰化は当事者の居住の事実によって国家への帰属が決定される。暗黙的帰化や血統原理は国家と成員との属人的な結合を作り出し、その結合は当事者が居住地を移動しても原則変わらず永続するものとされる。それに対し暗黙的帰化における「居住」の原理では、そのような国家と成員との永続的關係が構築されない。そのためそれは、国家と成員との属人的結合を必要とする成員国家に適合的ではない。だが、1830年代まで、ドイツ諸邦ではこの暗黙的帰化が広く用いられた。フランスやイギリスではこの方法は用いられていず、当時の西欧諸国でこの方法を採用したのはドイツ諸邦だけだったようである。しかし、後に見るよ

³⁷ 民法典において国家の成員資格を規定した点、血統原理を採用している点など、オーストリアの民法典には1804年のフランス民法典との類似点が多い。しかし、注31でも指摘したように、オーストリアにおけるフランス民法典の影響については確認できず、その検討を行った既存研究も見つけることはできなかった。今後の研究が待たれる。

³⁸ なぜ、南部諸邦で出生地原理の要素の強い国籍法が制定されたのか、その理由は確認できていない。なお、フランスで出生地原理をとっていたのは、革命期の憲法におけるフランス人（フランス市民）の資格の規定においてであり、1804年に民法典が制定されて以後、「フランス人」の資格は血統原理に基づくものとなった（Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, pp. 26-39 [訳32-45頁]）。南ドイツ諸邦でフランスの影響があるとすれば、革命期の憲法の規定からの影響となる。

うに、ドイツ諸邦でも1840年代以後暗黙的帰化は急速に消滅に向かうのである。

では、なぜ19世紀前半期のドイツ諸邦において、居住に基づく暗黙的帰化が広く採用されていたのか。それは、18世紀までの領域国家における統治の論理が、19世紀の国籍規定において作用し続けたものと考えられる。ドイツの法学者F.ヴェーバによれば、領域内での居住が国家へ帰属を生み出すという論理（「居住が臣民をつくる」という論理）は、16世紀から18世紀にかけて発生した君主の領域的主権と封建的主従関係とが結合して生まれたものである。本来封建的主従関係は君主と臣下との間の人格的な関係であるが、それが国家と臣民との間の関係性のアナロジーとして用いられ、「領域内にある者は私の臣下である（*qui in territorio est, etiam meus subditus est*）」という論理につながる。領域国家において、臣下が「誰」であるかの重要性ではない。その人物が誰であろうが、居住によって領域との結びつきが発生していることこそが重要となる。そこで人間と物質との本質的違いはない。領域内に居住している人間は、国家のための「擬似物質的な付属物に位置付けられる」のである³⁹。

国家改革期以降、成員国家化が進んだドイツ諸邦において、さすがに人間を物的資源同様に扱うような領域国家の統治の論理を継続することは難しくなった。南部諸邦ではすでに「国家市民」の権利や義務を規定する憲法も制定されるようになっていた。しかしながら、居住による個人と土地との結びつき（それが明示的許可されたものであれ、黙認されたものであれ）が国家への法的帰属をもたらすとする居住の原理は、しばらくのあいだドイツ諸邦の国籍規定に影響を残したのである。

とはいえ、この時点で国家帰属の法的規定が制定されたのはドイツ諸邦のなかのごく一部に過ぎない。今後どのようにドイツ諸邦のあいだに国家帰属の法制化が広まったのか。その過程を次の章で検討する。

III ドイツ諸邦への国籍法制の波及

——貧困移住者の管理と諸邦間の条約

(1) 貧困放浪者の問題と諸邦間の条約

ドイツ連邦と諸邦 ——歴史的前提

ウィーン会議以後、ドイツ諸邦に広くその国家の成員資格の法的な規定が拡大したのは、貧困移住者の追放や被追放者の受入れに関し、諸邦間で次々と締結されていった条約を通じてであった⁴⁰。ドイツにおいて国家の成員資格を意味する「国家帰属（*Staatsangehörigkeit*）」という概念が一般に使われるようになったのも、この一連の諸邦間条約においてであった。本章ではまず、その波

³⁹ Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.41-43. また、16世紀から18世紀にかけての「居住（*Domizil*）」の原理の形成については、19世紀の法学者H.レームの議論が参考になる（Rehm, *Der Erwerb der Staats- und Gemeinde-Angehörigkeit*, S.174-181）。

及過程について検討する。

その前に、ウィーン会議以後のドイツの政治地理的状况について簡単に解説を加えておく必要がある。ナポレオンの敗北後に開かれたウィーン会議で設立されたドイツ連邦（Deutscher Bund）は、35の君主国と4の自由都市を主権単位として構成された国家連合であった。その領域は、1806年にナポレオンによって廃絶された「ドイツネーションの神聖ローマ帝国」をほぼ踏襲していた。しかし、神聖ローマ帝国が大小合わせて1500以上の主権単位からなる複雑な構成体であったのに比べると、39の主権単位からなるドイツ連邦はだいぶ単純化されたと言える。小規模の世俗領・聖職領を併合して領土を拡大した国がある一方で（特にバーデン、ビュルテンベルク、バイエルンなどの南部諸邦）、ナポレオンに最後まで協力した懲罰として領土を減らされたザクセンなどの例もある。プロイセンは西部のヴェストファーレン地方やライン地方に新たな領土を獲得し、オーストリアとともにドイツ連邦の二大強国となった。この両国はまた、ドイツ連邦の枠外にも相当規模の領土を持っていた（プロイセンにおいては東西プロイセンやポーゼン、オーストリアにおいてはハンガリーなど）。他方で、中部のチューリングン地方にはザクセン家系やロイス家系などの小邦が数多く残っていた⁴¹。

1870年に北ドイツ連邦において「北ドイツ」の国籍法が制定されるまで、ドイツにおける国籍は、これら40弱のドイツ諸邦の「国家籍」として形成されたのである。それを促す要因となったのが、当時増大していた貧困移住者の存在であり、彼らの処遇をめぐる諸邦間の条約だった。

本章では（1）でその条約について説明した後、（2）ではそれと並行して行われ各邦の国内での国家成員資格の法制化について考察する。（3）ではこの時代の各邦での国籍の法制化が、人の帰属をめぐる国家とゲマインデとの対立という側面を持っていた点について論じる。

貧困移住者の「追放」

もちろん移民は19世紀に新しい現象ではない。18世紀までの移住者のなかには、物乞いや略奪などで生活を送る「放浪者」も一定数存在し、国家はそれを取り締まった⁴²。しかし19世紀には移住をさらに増大させるいくつかの要因があった。第一は、「人口革命」と呼ばれる18世紀後半から19世紀にかけての人口の増大である⁴³。歴史学者の推計によると、1871年に統一されたドイツ帝国

⁴⁰ この点に関してはグラウヴェルトの研究がすでに論じている（Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S133-146）。ブルーベイカーの議論は、グラウヴェルトの議論を社会的な概念を用いながら「成員資格の外的境界の形成」として定式化したものである（Brubaker, *Citizenship and Nationhood*, pp.64-71 [訳110-123頁]）。また、ファーマイア、ゴゼウインケル、ネイサンス、ヴェーパーなど、その後の研究者たちもそろって貧困移住者と被追放者条約の果たした役割について論じている。

⁴¹ Seehan, *German History*, pp.403-405。ドイツ連邦の加盟邦数はその後邦間の併合によって若干変化する。

⁴² Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Erster Band. Vom Feudalismus der Alten Reiches bis zur Defensiven Modernisierung der Reformära 1700-1815* (C.H.Beck, 1987), S.174-175; Seehan, *German History*, pp463-4.

の範囲内の人口（よってオーストリアは入っていないが）は、1812年の2350万人から1845年の3270万人へと増加している⁴⁴。人口の増加は農村に過剰人口を生み出し、それが移住を発生させた。第二は、ナポレオン支配の時代における国家改革により、農民が領主の封建的束縛から解放され、また都市の同業者集団の特権的地位も解消されたことで、経済活動の自由とともに移動の自由が拡大したことがある。さらにそれに加え、農業の商業化や産業化による労働力需要の増加、交通機関の発達などが人々の移住を促進した⁴⁵。移住者の増加は経済活動の自由と相まって19世紀の経済発展を促進するが、その一方で地域的・血縁的繋がりを失った労働者を中心にして貧困も増大させた。そして、この貧困移住者が各地で社会政策上および治安上の問題を発生させたのであった。

18世紀までのドイツでは、経済活動や家族形成など、人々の生活の中心は各地のゲマインデにあり、彼らの基本的な帰属先もゲマインデであった。人々はゲマインデの成員になるか、居住を認められることで、そこに生活の基盤を築くことができた。ゲマインデはまた、その成員資格・居住資格を定めて移住者の管理を行っていただけでなく、成員・居住者から徴収した共同分担金をもとにして貧困に対する救済も行っていた。しかし、19世紀になって貧困移住者が増大すると、ゲマインデは治安の悪化や救済負担の増大を回避するため、移住者の流入を制限し、また外部から来た「余所者（Fremde）」を、当人の経済状態や健康状態を顧みることなくゲマインデの外に追放するようになった⁴⁶。こうして貧困移住者の増加は、彼らの帰属と救済めぐるゲマインデどうしの押し付け合いを生むことになる。歴史学者H.-U.ヴェーラーによれば、こうして発生した「ゲマインデへの帰属と貧困負担の地域間の配分をめぐるすさまじい対立は、さらなる貧困者の増大ゆえに、既存の救済体制の枠組みにおいては果てしのものだった」⁴⁷。

その結果、ゲマインデから追放され、救済を受けられずにいる多くの貧困移住者が発生した。彼らのなかには物乞いで生活を続けたり、あるいは窃盗・略奪などの犯罪を手 hands に染める人間も少なくなかった。そのため、このような人間の増加が諸邦政府にとって治安上の問題と受け止められた⁴⁸。諸邦政府は、国内の治安を維持し、またゲマインデの救済負担を軽減するため、国家改革期

⁴³ Seehan, *German History*, p.453-458. これは欧州全体の現象であった (Leslie Page Moch, *Moving Europeans: Migration in Western Europe since 1650*, Indiana University Press, 2003, pp.108-111; Schulze, *Staat und Nation*, S.151-152)。しかし、その原因はよくわかっていない。多様な要因が関係していることは間違いないが、直接的には農業技術の革新による栄養の向上、医療衛生の向上が出生率を高め、死亡率を低めたことなどがあげられる。

⁴⁴ Peter Marschlack, *Bevölkerungsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert* (Suhrkamp, 1984), S.145.

⁴⁵ しかし、移住の増加は多くのドイツ諸邦、特にバーデン、ビュルテンベルク、バイエルンでは人口減少につながった。逆に、ドイツ連邦内で人口が増加したのは自由都市とプロイセンであった (J. E. Wappäus, *Allgemeine Bevölkerungsgeschichte, Erster Teil*, J.C.Hinris'schen Buchhandlung, 1859, S.100)。

⁴⁶ Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.187.

⁴⁷ Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Zweiter Band. Von der Reformära bis zur industriellen und politischen »Deutschen Doppelrevolution« 1815-1845/49* (C.H.Beck, 1987), S. 293.

に治安維持の専門機関として組織化された警察を通じて彼らを取り締まり、必要とあれば国外に追放する対策をとるようになる⁴⁹。

果たして当時、どの程度の数の人間がゲマインデや領邦から追放されたのだろうか。正確な把握は不可能であるが、ファーマイアが紹介しているバイエルン王国のデータからある程度のことが推測可能である。そのデータによれば、やや時代は下るが1836年から1850年の間、追放された「放浪者」の総数は年間でほぼ6万人から8万人程度であり（1846、47年だけがその範囲を超えている）、そのうちバイエルンの「国家帰属者」が約9割で残りが「外国人」である⁵⁰。当時のバイエルン王国の総人口が430万人から460万人だから、だいたい総人口の1.5%程度が毎年追放されていることになる。国外に追放される外国人の数は毎年6000人から9000人である。バイエルン王国の外国人人口は不明だが、ヘッセン大公国が1840年前後で総人口の1.3%程度ということがわかっているので、やや乱暴だがその数字を当てはめて考えると、バイエルン王国の外国人数は約6万程度となる⁵¹。となると、毎年10%程度の外国人が国外に追放されていたことになるから、その数は相当に多いことになる。以上は粗雑な推計だが、追放がかなり頻繁に行われていたことを示す指標にはなるだろう。

諸邦間の被追放者条約と「国家帰属」の規定

しかし、諸邦政府による貧困移住者の国外への追放は、彼らの受け入れを追放先の国家に強いることでもあった。そのため貧困移住者の追放政策は、諸邦間の摩擦を生むことになる。そこで、諸邦政府は、貧困放浪者の追放とその受け入れに関するルールづくりのため、隣国との間に条約を結ぶようになったのである。その最初のものは1816年のバイエルン王国、バーデン大公国、ビュルテンベルク王国の三ヶ国間のものであった。その後、1818年にはヘッセン大公国とホーエンツォレ

⁴⁸ ゲマインデに帰属を持たない「無故郷者 (Heimatlose)」とその国家による取り締まりについては、Leo Lucassen, *Zigeuner. Die Geschichte eines polizeilichen Ordnungsbegriffes in Deutschland 1700-1945* (Böhlau Verlag, 1996), S.118-168が参考になる。

⁴⁹ 例えばビュルテンベルク王国では、先にも紹介した1807年の「浮浪者やその他の治安上危険な人間に対処する警察局」に関する一般条例の前文のなかで「我々の王国の拡大により、公共の治安の強化、特に浮浪者と窃盗犯の追放と根絶、物乞いやそれに類似した生業を除去するため、実効性のある一般的機関の必要性がますますはっきりと感ぜられるようになっただけではない。また、このような機関を完全な形で設立することをこれまで妨害してきた多くの障害が都合よく除去されもした」と警察局の意義について述べている („General-Verordnung,“ S. 415.)。19世紀前半における国家形成と警察による治安維持の関係については、Clive Emsley, “Peasants, gendarmes and state formation,” Mary Fulbrook, ed., *National Histories and European History* (UCL Press, 1993), pp.69-93 が参考になる。また、1820年代までにドイツ諸邦ではパスポートが導入され、移住者の管理が行われるようになっていた (Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*,“ S.74; Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, pp. 100-129)。

⁵⁰ Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.191.

⁵¹ Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, pp.76, 215.

ルン・ジグマリゲン侯国の間、およびバイエルン王国とプロイセン王国の間で、1820年にはプロイセン王国とザクセン王国の間で、それぞれ「放浪者と他の被追放者の相互受入れに関する合意」と称される条約（以下「被追放者条約」と呼んでおく）が結ばれている。その後も、同様の条約が隣接し合う二ヶ国間で次々締結された。

ここで注目されるのは、これらの被追放者条約において諸邦の「国家帰属者（Staatsangehörige）」が国際法的に規定されるようになったことである。条約は、各邦がそこで規定された自邦の「国家帰属者」を他邦に向けて「追放」してはならないとした。国内法として定められる国籍法は、自国の権利や義務の担い手は誰なのかを規定する法律であったが、それとは違ってこれらの条約は、誰を国外追放してはならないのか、誰を受入れ拒否できないのかという否定的観点から「国家帰属」を定義したのである。19世紀前半のドイツ諸邦における国家帰属の法制化は、このような被追放者条約のネットワークの拡大とともに諸邦へと広まったのである。

しかしまた、このような条約が広まる前提には、IIで論じたようなドイツ諸邦における領域国家から成員国家への転換があったことを忘れてはならない。18世紀までの領域国家においては、政府は犯罪を犯した者を、仮にその人物が後の規定を適用すれば「臣民」であったとしても、国外に追放することがありえた⁵²。しかし19世紀の成員国家の時代になると、国家にはその成員（「国家帰属者」）を保護する義務を負うことを求められるようになるため、自国の成員を国外に追放することは許されないものとされる⁵³。被追放者条約ではすでにそのことが前提とされている。そのため条約は、締結国の「国家帰属者」を定義して「放浪者と被追放者の相互の受入れ」に関する義務を定めているのである。そこで被追放者条約は、増大する貧困移住者の救貧負担を互いに調整し、管理するための（つまり、自邦が一方向的に過大な負担を背負う危険を回避するための）国際法的なツールとして「国家帰属」を定めたわけである。

では、「国家帰属者」はどのように定義されていたのか。後の被追放者条約のモデルとなったとされる1818年のプロイセンとバイエルン両王国間の条約をここでは見ておくことにする（その内容は、1816年のバイエルン、バーデン、ビュルテンベルク3邦間の条約での規定とほぼ同様である）。その2条は次のように「国家帰属者」を定義している。

国家帰属者として、その相互の受け入れを拒否できない者は以下の通りである。

- a) 出生時に、その父（婚姻外で生まれた場合においてはその母）が臣民の資格（Eigenschaft eines Unterthans）において国家と結びついている者、あるいは明示的に（ausdrücklich）臣民として受け入れられ、かつその後臣民から除籍されていたり、他の故郷権（Heimatrecht）を

⁵² Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, pp.21-22. 18世紀にいたるまで、いまだ法制化されていない国家の成員資格を仮に主張したとしても、それは「追放からの保護を意味するものではなかった」のである。

⁵³ Rehm, *Der Erwerb non Staats- und Gemeinde-Angehörigkeit*, S.231. 19世紀の法学者レームは、18世紀から19世紀にかけての国家の転換を「絶対主義国家から立憲主義国家へ」の転換と呼んでいる。

得たりしていない者すべて

b) 帰属先のない (heimtlose) 両親から偶然国家の領域内で出生したもので、まだ他国でその国の憲法に従って臣民権 (Unterthanenrecht) を獲得したり、経済的基礎を持って結婚したり、あるいは10年間当局の許可のもとに居住したりしていない者、

c) 国家の領土内で生まれたわけでも、その憲法に従って臣民権を獲得したわけでもないが、以前の国家市民的關係 (staatsbürgerliche Verhältnisse) を放棄した後に、あるいは帰属先を持たず (heimatlos) に、経済的基礎を持って結婚したか、10年間この国での居住を暗黙裡に (stillschweigend) 許可されることにより、国家との密接な結合を持っている者⁵⁴。

解説を加えよう。まず、「臣民の資格」「故郷権」「臣民権」「国家市民的關係」などの語はどれも国家の成員資格を意味するものと理解できる⁵⁵。「故郷権」は元来ゲマインデの帰属資格や居住権を意味するものだったが、この時代は国家の成員資格を意味するようになっていた⁵⁶。

まずa)では血統の原理と明示的帰化が規定されている（明示的帰化の場合複数の国家帰属は認められない）。この二つはドイツにおける国籍法制の基本となる国籍取得の方法だが、ここで血統原理の効力を現代の観点から自明視してはならない。血統原理は親の国家帰属を継承するものだが、その親の国家帰属が明らかでない限り、血統原理では国家帰属を定められない。当時のドイツにおいて、生まれた子供の両親の多くは神聖ローマ帝国時代の諸邦の出身であったはずである。しかし、フランス革命からナポレオンの時代にかけて、ドイツにおいては大規模な領土の再編があり、1500以上あった領土的単位は最終的に39に縮減され、その結果多くの諸邦が消滅しているのである。そのため、親がどの国の「臣民」であったのかを証明することは難しく、しかもそれを隠すことも容易だった。となると、子供が血統原理において国家帰属を特定することには限界があるはずである⁵⁷。それは、この時代に血統原理がドイツ諸邦の国籍法制における支配的な原則になりえなかったことの理由の一つでもあるだろう。

そこでb)の規定が効いてくることになる。b)は両親の国家帰属は不明の場合の規定である。その場合、当該国の領土内で出生していて、かつ他国においてその国の臣民資格を得たり、実態のある結婚や居住をしていない場合、その当人の国家帰属が認められている。いわゆる出生地原理が採用

⁵⁴ „Uebereinkunft, die wechselseitige Uebernahme der Vaganten und andere Ausgewiesenen in den Preußischen und Baiarischen Staaten,“ *Protokolle der deutschen Bundesversammlung*, Bd.8, Beilage, 1819, S.246-250 (引用箇所はS.247)。この史料はドイツ連邦の連邦議事録の資料集からとったものである。同じ条約がバイエルン王国とプロイセン王国の法令集にも収録されている。

⁵⁵ この条約が締結された段階で一方のバイエルンではすでに国家の成員資格を法的に規定していたのに対し、プロイセンにはそれに相当する法律が存在していなかった。語彙の揺れはその違いを反映したものと解釈できる。

⁵⁶ John Breuilly, “Sovereignty, Citizenship and Nationality. Reflections on the Case of Germany,” in Malcolm Anderson and Eberhard Bort (eds.), *The Frontiers of Europe* (Pinter, 1998), p.42.

⁵⁷ この点についてファーマイアが鋭く指摘している (Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.25)。

されていることになるが、結婚や居住の実態（「当局の許可」を得た上で）がある場合はそちらが優先されている。

c)は親の帰属も出生地も不明な「帰属先のない (heimatlos)」者に関する規定である。諸邦間の被追放者受入れをめぐる特に争点になるのはこのこのような事例である。この規定では、経済的に自立した家計を得て結婚していること、あるいは10年間居住が「暗黙裡に許可されている」ことが国家帰属の条件とされている。前者の「結婚」は主に女性に関する規定であると考えられる。また、後者の10年間の居住による国家帰属の取得はいわゆる「暗黙的帰化」のことである。ただし、そこで「居住」の概念には限定がつけられている。条約の8条で、奉公人や学生など「自立した経済基盤 (selbstständige Wirtschaft)」のない者は、仮に10年間以上滞在しても「居住権を持たない」とされている。つまり、10年間の「居住」による暗黙的帰化は、「経済基盤」(資産や営業活動)を持った者だけに限られたわけである。ここには、移住者を経済発展の有効な資源と考える一方で、救貧負担のかかる貧困移住者の流入を防ごうとする諸邦政府の経済自由主義的な配慮が働いていると考えられる。

しかし、経済的な「自立」を前提にした上での居住の事実が国籍取得要件の一つとして果たす役割の重要性は、この条約において顕著である。2条b)における、無国籍者における居住原理の出生地原理に対する優越性については指摘したが、同様の特徴は3条にも明らかである。この条項では「ある国で偶然に生まれた放浪者 (Landstreicher)」が、「他の国で明示的に臣民の権利を取得したか、経済基盤を伴って結婚したか、10年間の滞在で土着化した (einheimisch gemacht hat)」場合、その放浪者は後者の国（「他の国」）の帰属になるとされている（ここで「土着化する」とは前後の文脈から、自立した経済基盤を伴って居住したという意味にとれる）。このような居住に基づく「暗黙的帰化」は、1830年代までのドイツ諸邦の国家籍取得要件において、血統、結婚、明示的帰化と並ぶ主要な要素の一つになっていく。

(2) 各邦内での法制化

貧困移住者の追放をめぐる諸邦間の条約が次々と結ばれていくのと並行して、国内法における国籍資格の法制化も進められた。すでにナポレンの時代に自国の成員資格（「内国籍」）を定めていたバイエルン王国は、1818年の憲法改定とともに新たに「内国籍に関する勅令 (Edikt über das Indigenat)」を出して、「内国籍」の規定を変更している⁵⁸。まず大きな変化は、以前の規定にあった「バイエルンで生まれたものの子供」という二重の出生地原理を廃止し、被追放者条約で採用されていた血統の原理へと置き換えたことである。また「帰化 (Naturalisation)」による内国籍取得は、①「外国人女性」と「バイエルン人」との結婚、②バイエルン王国に「移民し (einwandern)」,そこで定住し (ansässig machen)、さらに他の国家籍から離脱していること、③「国家参事会の特別な審問を経て作成された国王の通達」によるものの3つが挙げられている。1812年の勅令に

⁵⁸ „Edikt über das Indigenat,“ *Gesetzblatt für das Königreich Baiern*, VIII. Stück (10. Juni, 1818), S.142.

あった10年間の滞在や公職の就任といった条件が消え、単に「定住する」とされている。「定住」については別の条項で、単なる土地の所有や営業活動の事実だけでなく、「公式の（*förmlich*）滞在と定住」が求められており、10年間の居住が「暗黙的に許可される」だけで「国家帰属」が認められた被追放者条約よりも厳格な規定になっている。ここでその「定住」を認めるのはゲマインデであり、「帰化」にはゲマインデの許可を得て「定住」していることが求められることになる。国家とゲマインデの力関係に関しては後述するが、ここではバイエルンにおけるゲマインデの強さが示されている⁵⁹。また、③は正式な手続きを経て国家帰属が授与される明示的帰化のことであり、「国王の通達」とは国籍授与を認める文書を指しているものと思われる。

内国籍の喪失に関しては、①国王の許可なく他の国籍を得ること、②出国移民（*Auswanderndg*）、③バイエルン女性と外国人との結婚の三つが挙げられている。1812年の勅令にあった1年以上の外国での滞在という要件が廃止され、単に「出国移民」とされている。何をもって「出国移民」とするのかは明記されていないが、仮に外国で帰化していなくとも、移民によりバイエルン国内に住んでいないことによって国籍が喪失するという点（つまり居住の原理による国籍の喪失）に関しては変わっていない。

そのほか、1820年代以後多くのドイツ諸邦が国内法において国家の成員資格を定める法律を制定するようになる。1819年から1830年代にかけて9カ国が、1840年代から50年代にかけて約15カ国が、そして1860年代前半には大多数のドイツ諸邦が何らかの形で国家帰属を法制化するにいった（次頁の〈表〉参照）。

このなかから、1830年代までに国籍法制を導入した事例をいくつか見ておこう。まず、デュルテンベルク王国では、1819年に発布された憲法において国家成員の法的規定を行った。それによれば、父親からの継承（婚姻外の場合は母親）という血統の原理に加え、ゲマインデによる市民権ないし居住権の暫定的保証を前提とした帰化、国家公務への従事（その期間だけ）という三つ方法により「国家市民権（*Staatsbürgerrecht*）」が得られるとされている（19条）。ゲマインデにおける市民権の暫定的保証という帰化の方法は、形式上は居住を前提とした暗黙的帰化に相当するが、この場合の「居住」についてはゲマインデの承認が必要ということになる。バイエルンと同様、ここでもゲマインデの存在が無視できないことが示されている（「国家とゲマインデ」の関係について論じた次の節で議論する）。また、国家市民権は「出国移民」により喪失するとされており（33条）、これもバイエルンと同様の規定になっている⁶⁰。

⁵⁹ 次節で見ると、南ドイツ諸邦においてはプロイセンに比べてゲマインデの力が強かった。しかし、バイエルンにおいては1825年に「定住と結婚に関する法」が制定され、邦内における「国家帰属者のゲマインデにおける定住」についての統一的なルールが規定された。このような形で、国家はゲマインデに対して「介入」を行なったのである（*Gesetzblatt für Königreich Baiern*, 1825. S.111-125）。この法律に関しては、Jan Ziekow, *Über Freizügigkeit und Aufenthalt* (Mohr Siebeck, 1997), S.158-161に解説がある。

⁶⁰ „Verfassungs-Urkunde für das Königreich Württemberg vom 25. September 1819“, *Königliches Württembergisches Staats- und Regierungsblatt*, 1819, S.638, 640.

ドイツ連邦加盟諸国の国籍法制（導入された年の順）

邦名	国籍法制	年／月／日
バーデン大公国 (Baden)	Konstitutionsedikt	1808/6/27
オーストリア帝国 (Österreich)	Verfassungsurkunde	1818/8/22
バイエルン王国 (Bayern)	Allgemeine Bürgerliches Gesetzbuch § 28-32	1811/6/11
	Erikt über das Indigenat, das Staatsbürgerrecht, die Rechte der Forensen und der Fremden	1812/1/6
	Edikt über das Indigenat	1818/5/26
ヴュルテンベルク王国 (Württemberg)	Verfassungsurkunde § 19, 32-35	1819/9/25
ヘッセン大公国 (Hessen-Darmstadt, Grossherzogtum Hessen)	Verfassungsurkunde § 13-17	1820/12/17
ザクセン・コーブルク・ザールフェルト公国 (Sachsen-Coburg-Saalfeld) (~1826)	Verfassung § 6	1821/8/8
ハノーファー王国 (Hannover)	Verordnung über die Bestimmung des Wohnorts der Unterthanen in polizeilicher Hinsicht	1827/7/6
	Grundgesetz § 27	1833/9/26
	Grundgesetz § 6, 9	1829/8/23
ザクセン・マイニンゲン大公国 (Sachsen-Meiningen)	Verfassungsurkunde § 20-24	1831/1/5
ヘッセン選帝侯国 (Hessen-Kassel)	Grundgesetz § 38-	1831/4/29
ザクセン・アルテンブルク公国 (Sachsen-Altenburg)	Landschaftsordnung § 24,27	1832/10/12
ブラウンシュヴァイク公国 (Braunschweig)	Gesetz, das Wohnrecht der Landeseinwohner in polizeilicher Hinsicht	1852/1/23
シュヴァルツブルグ・ゾンダースハウゼン侯国 (Schwarzburg-Sondershausen)	Gesetz über das Unterthanen- und Heimathrecht in dem Fürstenthume Schwarzburg-Sonderhausen	1833/2/19
リップペ侯国 (Lippe-Detmold)	Gesetz über die Heimaths-Verhältnisse	1841/3/2
プロイセン王国 (Preussen)	Gesetz, betr. die Erwerbung und den Verlust der Eigenschaft als Preußischer Unterthan sowie den Eintritt in fremde Staatsdienste	1842/12/31
	Gesetz, die Landesunterthanenschaft und das Heimathsrecht	1846/4/3
シュヴァルツブルク・ルドルシュタット侯国 (Schwarzburg-Rudolstadt)	Grundgesetz § 9,10	1848/7/9
ルクセンブルク大公国 (Luxemburg)	Gesetz, das Inländer- und Staatsbürgerrecht	1849/10/19
ヘッセン・ホンブルク方伯国 (Hessen-Homburg)	Landesverfassungsgesetz § 4	1850/2/28
アンハルト・ベルンブルク公国 (Anhalt-Bernburg)	Verordnung über die Erwerbung und den Verlust der Eigenschaft eines Landesangehörigen des Fürstentums Reuß ältere Linie	1851/11/7
兄系ロイス侯国 (Reuß-Greiz, ältere Linie)	Gesetz, die Unterthanen- und Heimathsverhältnisse	1852/3/1
アンハルト・デッサウ公国 (Anhalt-Dessau) / アンハルト・ケーテン公国 (Anhalt-Köthen) (1853年合併)	Staatsgrundgesetz § 23-26	1852/5/3
ザクセン・コーブルク・ゴータ公国 (Sachsen-Coburg-Gotha) (1826~)	Verordnung über den Verlust der Staatsangehörigkeit	1852/5/20
弟系ロイス侯国 (Reuß Jüngere Linie)	Gesetz über Erwerbung und Verlust des Unterthanenrechts im Königlich Sachsen	1852/7/2
ザクセン王国 (Sachsen)	Gesetz betr. den Erwerb und Verlust der Staatsangehörigkeit	1855/4/22
オルデンブルク大公国 (Oldenburg)	Verordnung betreffend den Erwerb und Verlust der Eigenschaft eines mecklenburgischen Unterthans	1853/6/1
メックレンブルク・シュヴェリン大公国 (Mecklenburg-Schwerin)	Verordnung betreffend den Erwerb und Verlust der Eigenschaft eines mecklenburgischen Unterthans	1853/6/1
メックレンブルク・シュトレリッツ大公国 (Mecklenburg-Strelitz)	Heimathgesetz	1855/8/16
ヴァルデック・ビルモンテ侯国 (Waldeck-Pyrmont)	Gesetz Ueber den Erwerb und die Verlust des Unterthanenrechts	1859/4/6
ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ大公国 (Sachsen-Weimar-Eisenach)	Obrigkeithliche Bekanntmachung betreffend das Gmeinbürgerrecht	1863/1/1
ブレーメン市 (Freie und Hansestadt Bremen)	Gesetz, betr. die Staatsangehörigkeit und das Bürgerrecht	1864/11/7
ハンブルク市 (Freie und Hansestadt Hamburg)	Gesetz, die Staatsangehörigkeit und das Bürgerrecht	1866/11/4
リュベック市 (Freie und Hansestadt Lübeck)		

*表にない邦：アンハルト・ベルンブルク公国 (Anhalt-Bernburg), ホルシュタイン公国 (Holstein), ラウエンブルク公国 (Lauenburg), ナッサウ公国 (Nassau), ホーエンツォレルン・ヘヒンゲン侯国 (Hohenzollern-Hechingen), ホーエンツォレルン・ジグマリンゲン侯国 (Hohenzollern-Sigmaringen), シャウムブルク・リップペ侯国 (Schaumburg-Lippe), フランクフルト市 (Frankfurt)

出典：以下の文献を参照しながら筆者が自身で作成した。

Walter Schätzel, *Das deutsche Staatsangehörigkeitsrecht: Kommentar* (Walter de Gruyter & Co, 1958), S.373-374

Rold Grawert, *Staats und Staatsangehörigkeit: Verfassungsgeschichtliche Untersuchung zur Entstehung der Staatsangehörigkeit* (Duncker & Humblot, 1973), S.172-173

Ferdinand Weber, *Staatsangehörigkeit und Status: Statik und Dynamik politischer Gemeinschaftsbildung* (Mohr Siebeck, 2018), S.491-493

南ドイツ諸邦同様、ナポレオン時代に大きく領土を拡大したヘッセン大公国（ヘッセン・ダルムシュタット）は1820年に憲法を制定し、「民事権」と「国家市民権」の担い手である「内国人（Inländer）」の資格について規定している。それによれば「内国人」の権利は①父親か母親が内国人の場合、②内国人と結婚した外国人女性の場合、③国家公務へ着任した場合、④個別的な「受入れ（Aufnahme）」により得られるとされる（13条）。④の「個別的な受け入れ」とは帰化のことであろう。その方法の詳細は明記されていないが、明示的帰化と暗黙的帰化の双方が含まれていると考えられる。また、内国人の資格は出国移民と外国人男性との結婚により喪失することになっており（17条）、バイエルンやビュルテンベルクと同様の規定になっている⁶¹。

またドイツ中部チューリンゲン地方の小国ザクセン・コーブルク・ザールフェルド公国（1826年にザクセン・マイニンゲン公国に併合されて消滅することになる国だが）が1821年に制定した憲法での規定では、「内国人の権利（内国籍）」は①父または母が同国人の場合、②女性が同国人男性と結婚した場合、③公職または居住地の土地を獲得した場合、④明示的帰化および10年滞在による暗黙的帰化により得られるとされていた⁶²。また、成人になった男性内国人が「忠誠の誓約（Huldigungseid）」によって「国家市民（Staatsbürger）」（政治的権利を行使できる）になるとされている点は特徴的である（領域国家における封建的慣行の名残が残っていると考えられる）。さらにその「国家市民権」は、出国移民の他に、刑法上の罰則を受けた場合にも失われることになっている（犯罪によって国家帰属を失うという規定もまた近世領域国家的である）。

このように各邦の国籍に関する規定の仕方はそれぞれ微妙に異なっているが、1830年代までに国家成員資格が法制化された邦はドイツ連邦に帰属する諸邦の約四分の一に過ぎず、その他の邦では国内法における成員資格の規定がまだなかった。その場合は、被追放者条約が事実上の国籍法として機能することになった⁶³。また、被追放者条約の規定が国内法に取り入れられている場合もある。例えば1833年に制定されたシュヴァルツブルク・ゾンダースハウゼン侯国の「市民権と故郷権に関する法律」では、その1条で「国家籍と追放された人間の受入れ義務について、すでに条約が結ばれているか、結ばれなくてはならない諸邦との関係においては、そこに明示的に含まれている条件はそのままである」とされ、2条で「その条約が存在しないか、そこで詳しく明記された規則が欠けている場合、この法律が適用される」とされている⁶⁴。つまり、国内法と条約とが相互補完的に作用するというわけである。また、ザクセン・アルテンブルク公国の1831年の「基本法」では、「国の臣民資格（Landesunterthanschaft）」の条件として血統、結婚、公務への従事、ゲマインデでの居住が列記された後、「無国籍者（Heimatlose）の帰化」については、「諸邦と締結した

⁶¹ „Verfassungs-Urkunde des Großherzogthums Hessen,“ *Großherzoglich Hessisches Regierungsblatt*, 1820, S.537, 538.

⁶² *Gesetz, die ständische Verfassung des Herzogtums Sachsen-Coburg-Saalfeld*, 1821, S.1-3.

⁶³ *Fahrmeir, Citizens and Aliens*, p.28

⁶⁴ *Weber, Staatsangehörigkeit und Status*, S.92-93 おける引用。

か、締結が約束されている諸条約」によって決定するとされている（41条）⁶⁵。

他方、バーデン大公国では1808年以後に新しい国籍法はつくられなかった。1818年に制定された憲法の中では官職を得た外国人が「直ちに国籍を得る」という規定が付け加えられただけである（9条）⁶⁶。詳細な「国家帰属」の規定に関しては、1816年のバイエルン、バーデンとの被追放者条約の条項が用いられたと考えられる⁶⁷。

このようにドイツの諸邦では、貧困移住者の処遇をめぐる諸邦間の条約と、各邦の国内法が連動しながら「国家帰属」の法制化が進んでいった。ここで、1830年代までのドイツ諸邦における国家成員資格の規定全般について、以下の二点を指摘しておこう。

第一に、国籍取得の方法として血統原理が取り入れられたということである。ナポレオン支配の時代には、バイエルンやバーデンにおいて出生地原理の要素が採用されていた。だがウィーン会議以後、被追放者条約において血統原理を採用されるようになるとともに、血統原理はこの条約ネットワークの拡大を通じてドイツ諸邦に広まった。

しかしながら第二に、国籍の取得の方法として、血統原理以外にも多様なものがあったということである。まず、女性の場合は結婚によって男性の国家籍を自動的に取得するとされている。これは家族の契約的一体制を保つという観点に基づく欧州大陸で広く共有されていた家族法の原則であり、第二次大戦期まで維持されることになる⁶⁸。第二は国家公務に従事することによる国家籍の取得である。現代では国家公務員に国籍の保持を条件としている場合が多いが、当時はその逆であった。第三は本人の申請と当局の許可という手続きをとることによる「明示的帰化」である。これは今日の帰化とはほぼ同様であるが、帰化のための条件（現在一般的に見られる言語や文化の習得というような）は明記されていない一方で、国家帰属の許可は当局による裁量で行われた。第四は10年間の居住により国家籍を自動的に取得する「暗黙的帰化」である。経済的な「自立」を前提として上での領域内での「居住（Domicil）（それが明示的に許可されたものであれ、黙認されていたものであれ）が国家の成員資格をもたらすという原則は、被追放者条約においても各邦の国内法制においても、1840年代までドイツ諸邦に広く共有されていた。

IIでも論じたように、この居住原理は、領域内にあるものを皆国家に従属するものとみなす領域国家の統治論理から来るものである。この領域的な統治論理と19世紀的な国家の成員資格の論理

⁶⁵ „Grundgesetz für das Herzogthums Sachsen-Altenburg vom 29. April 1831“, *Gesetzsammlung für das Herzogthum Sachsen-Altenburg auf das Jahr 1831*, Nr.1 bis Nr.57, S.84.

⁶⁶ „Verfassungsurkunde für das Großherzogthum Baden 22. August 1818“, *Großherzoglich Badisches Staats- und Regierungsblatt*. 1818, S.103.

⁶⁷ Oliver Trevisiol, *Die Einbürgerungspraxis im Deutschen Reich 1871-1945* (V & R Unipress, 2006), S.29.

⁶⁸ ゴゼウインケルはこれについて「18世紀から19世紀への世紀転換期の自然法的な法コード化、すなわちプロイセンの一般ラント法、オーストリア一般民法典、フランスの民法典によって基礎づけられ、19世紀全般の法的発展にとって決定的であり続けた家族法的理解」と述べている（Gosewinkel. *Einbürgern und Ausschließen*, S.85）。

とが結びつき、領域内に居住し、その領域に結びついているものは皆「国家の臣民」であるという考え方が生まれる。そのような領域国家の論理は、先に紹介したザクセン・アルテンブルク公国の基本法にも表現されている。その38条には次のように書かれている。

公国の国家権力の法的保護の下で統一されたアルテンブルク公国の住民（Einwohner）は皆、明示的ないし暗黙的な服従により臣民（国家帰属者）としてみなされ、国家権力と国に従う⁶⁹。

「国家権力の法的保護の下」という表現は法の下での平等を前提にした19世紀の成員国家的特徴を示しているが、明示的ないし暗黙的に従属している（つまり明示的手続きによって居住が許可されたか、あるいは居住が黙認されている）領域内の全ての「住民」を「臣民」（ないし「国家帰属者」）とみなすという点においては、この国家は「属人的団体（Personalverband）」というよりも「領域的団体（Territorialverband）」としての側面が強いと言えよう⁷⁰。しかし1840年代以後、このような居住原理に基づく暗黙的帰化は急速に後退し、国家は次第に「属人的団体」としての性格を強めていくことになる。

その一方で、血統原理が国籍取得の方法の一つとして定着したとはいえ、この時点での血統原理には「民族純血性の保持」などというエスニックな観念との結びつきは全く見られない。また、19世紀末から頻繁に言及されるようになる「出生地法（ius soli）」と「血統法（ius sanguinis）」との対立図式もこの時代にはまだ現れていない⁷¹。血統原理は複数ある国籍取得の方法のうちの一つとして採用されているに過ぎず、居住による国籍取得（居住原理）との間にも何ら対立的な要素は見出されていないのである。

（3）国家とゲマインデ —— 帰属と移動の管理権限をめぐる対立

前節では19世紀におけるドイツ諸邦の国家籍の法制化は、諸邦間での貧困移住者の帰属の管理をめぐる交渉によって促進された点について議論した。だが、この時代の国家籍の法制化には、各邦内における国家とゲマインデの間の移住者の帰属の管理をめぐる対立とも深く関係している。ナ

⁶⁹ „Grundgesetz für das Herzogthums Sachsen-Altenburg vom 29. April 1831“, S.84（傍点による強調は引用者による）。この条項はさらに、「臣民」を「国の臣民（Landesunterthanen）」と「一時的臣民（zeitige Unterthanen）」に分けている。

⁷⁰ Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S.121.

⁷¹ この論文のなかでは「血統原理」「血統法」「血統主義」という概念を使い分けることにしている。「血統原理」は、血統に基づいて国籍を親から子へと継承する、国籍取得の一つの方法（法的技術）のことである。「血統法（ius sanguinis）」はその血統原理を法学者が自省的に概念化する際に用いられるものであり、しばしば「出生地法（ius soli）」と対比される。また、「血統主義」とは、血統原理による国籍取得の方法に価値を与え、それを理想化する理念ないしイデオロギーのことを指す。ドイツ諸邦においては19世紀初めから血統原理を国籍取得の方法の一つとして取り入れられてはいるが、それが「血統法」という形での概念化はまだ広まっていない。「血統主義」が広がるのは、19世紀末以降のことである。

ポレオン期の国家改革以後、諸邦政府は国内の人間を直接把握するために社会に介入していった。国家帰属の法制化は、国家が成員組織へと転換していくなかで促進されたことは、すでにIIで議論した。しかし、そのような国家帰属の法制化は、移住と帰属の管理をめぐる権限をゲマインデから奪う「脱コムーネ化 (Entkommunalisierung)」を意味するものであった⁷²。これに対しゲマインデは自身の権限を維持すべく、国家の介入に対して抵抗した。各邦の国籍法はこのような両者の力関係の妥協の上に成立していったのである。また、その力関係は諸邦の間で異なっていた。

すでに述べたように、19世紀に至るまでドイツのゲマインデは人々の社会生活の中心的な基盤であり、成員資格における「最も重要な境界はゲマインデにあった」⁷³。ゲマインデはその成員資格を定めることで、居住や経済活動の自由、救貧の対象を管理してきた。歴史学者マック・ウォーカーの古典的研究によれば、ゲマインデへの帰属資格は「社会的権利」であり、そこには「ゲマインデの成員として結婚し、定住することのできる権利、そして必要な時には自分の故郷であるゲマインデに援助を要求できる権利」が含まれていたとされる⁷⁴。しかしながら、ナポレオン改革期のドイツ諸邦政府は、旧体制期の身分的・団体的特権を廃止ないし無力化し、官僚機構と法の統一化を通じて自由・平等の「上から」の実現を目指した⁷⁵。そこでの無力化の対象にはゲマインデの自治権も含まれていた。ウィーン会議以後の「復古期」には政治的な面での自由主義（議会政治や憲法制定など）は後退するが、経済的な面での自由主義は続けられた。例えば、国内経済の発展のため、国家の介入により移動の自由や経済活動の自由が促進された。政治的復古主義を体現するといわれるドイツ連邦規約 (Bundesakt) でさえ、その18条でドイツ連邦諸邦の「臣民」が、どの邦でも同じ条件で不動産の購入できること、諸邦を越えて自由に移動ができることを保障していた。

ゲマインデが外部から来た貧困移住者を「余所者」として排除する権限は、移動や経済活動の自由を進める政府の方針と矛盾するものであった。政府は移動の自由を保障するため、ゲマインデが移住者を拒否する権限を弱体化させる必要があった。ドイツ諸邦における国家帰属の法制化は、そのような経済自由主義的な政府の政策と連動したものだ。諸邦政府は他邦との間で自邦の帰属者を確定して移住者の管理を行う一方で、自邦内ではゲマインデに対して自邦の国家帰属者（特に救貧が必要とされるような貧者）の受入れを求めることで、彼らの移動の自由を促進しようとしたのである。

移住者をゲマインデによる制限から解放し、帰属の一元的管理を目指す政府によるこのような

⁷² Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.138.

⁷³ Breuilly, "Sovereignty, citizenship and Nationality," p.42.

⁷⁴ Mack Walker, *German Home Towns: Community, State, and General Estate, 1648-1871* (Cornell University Press, 1971), p.206.

⁷⁵ Dieter Langewiesche, „„Staa“ und „Kommune“. Zum Wandel der Staatsaufgaben in Deutschland im 19. Jahrhundert," *Historische Zeitschrift*, 254, 1992. S.623-625. D.ランゲヴィーシェはこれを「改革絶対主義」と呼んでいる。ただし、ランゲヴィーシェも指摘するように、実際の官僚機構の力はそれほど拡大されたわけではない。徴税や社会政策において、国家の果たしていた役割はこの段階ではまだ小さいものだった。

「自由主義的」な国家の介入は、ゲマインデからの反発を生んだ。「ゲマインデの生活の経済的組織化は、市民的権利や社会的権利を解放しようという国家の営みによって直接脅かされていた。なぜなら国家は、ゲマインデがそれまで成員資格を統制してき市民・経済的決定過程を途絶させるものだったからである」とウォーカーは述べている⁷⁶。プロイセン国家による「上から」の介入に対し、ナポレオン期には国家改革を積極的に進めた中心人物だったシュタインでさえ批判的な論陣を張っている。1830年にヴェストファーレン管区の議會議員という立場から、彼はプロイセン国家の強制的な貧民受入れ要求を次のように批判している。

自分の行動に対し何ら保証する責任をとらない貧者（Lumpen）を受け入れるよう、国家がゲマインデを強制することを誰が正当なものと言えるだろうか。ならず者（Gesindels）の数が増えることが風紀、人と財産の安全、公共的な平安に有害であることに〔議論の余地はない〕⁷⁷。

しかしその後プロイセン政府は、1842年に国内の移動の自由と救貧義務に関する統一的な法律を制定した。臣民法はそれらの法律と一緒に発布されている。これは人々の移住・居住に関する権限と成員帰属に関する国家への集権化（「脱コムーネ化」）が連動していることをよく示している（プロイセン臣民法の制定過程については次章で詳しく論じる）。

18世紀の領域国家の時代には、国家の領域内のゲマインデに帰属するということが、国家の「臣民」であること（法制化されてはいなかったが）の前提にされていた⁷⁸。しかし19世紀になると、その関係が逆転する。国家の成員資格がその領域内にあるゲマインデへの帰属の条件とされるようになり、「国家帰属はもはやゲマインデの成員帰属の結果ではなくなっていった」⁷⁹。政府の観点からすれば、国家帰属の法制化は貧困移住者の追放と受入れに関するゲマインデ間の対立を抑え、領域内での移動の自由を保障するための前提として不可欠のものとなる。とはいえ、成員帰属の集権化（脱コムーネ化）の程度は諸邦によってかなりの違いがあった。プロイセンのように国家の集権化が進んだ邦もあれば、南ドイツ諸邦のようにゲマインデの力が根強く残り、成員国家化への反動としてその力が強化されるような事例も少なくなかった⁸⁰。

⁷⁶ Walker, *German Home Towns*, p.207.

⁷⁷ Harald Schinkel, „Armenpflege und Freizügigkeit in der preußischen Gesetzgebung vom Jahre 1842,“ *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 50 (4), 1963, S.474における引用。

⁷⁸ Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.50.

⁷⁹ Rehm, *Der Erwerb von Staats- und Gemeinde-Angehörigkeit*, S.232. ただし、先に紹介したザクセン・アルテンブルクの基本法（1831年）では、「ゲマインデでの受入れ」が「国の臣民資格」取得の方法の一つにあげられている（„Grundgesetz für das Herzogthums Sachsen-Altenburg vom 29. April 1831,“ S.84）。

⁸⁰ John Breuilly, “Sovereignty and Boundaries: Modern State Formation and National Identity in Germany,” in Mary Fulbrook (ed.), *National Histories and European History* (UCL Press, 1993), p.110-11.

プロイセンの北にあるハノーファー王国では、国籍法を制定する以前に、ゲマインデにおける居住の権利に関する統一的なルールを定めることで、国内の移動の自由と経済活動の発展を促進しようとしている。1827年の出された「警察的観点から臣民の居住場所を規定する法令」の前文では、この法律の制定趣旨について次のように述べている。

王国の人口がますます増加していることが、われわれの忠実な臣民の相当数の進歩にとって、彼らが生活費獲得のための手段を入手しやすくし、それにより居住地の自由な選択に関する彼らの産業（Industrie）にとって障害を可能な限り少なくすることが望ましいものになったため、我々は（中略）警察的観点から居住場所の獲得とそのために守るべき手続きについて以下のように命ずる⁸¹。

1条では、「ある地で居住できる権利（das Recht, an einem Ort zu wohnen）」について、以下の4つの方法でそれが獲得できるとされている。第一は出生または、女性の場合は結婚、第二がゲマインデへの明示的受け入れ、第三は国家公務の任用されること（その際の滞在地において）、そして第四はある地において一定の条件の下での「単に滞在すること（bloßer Aufenthalt）」がその四つである。「単なる滞在」については、5条において5年間一つのゲマインデで、自身の家計をもちながら継続的に滞在しており、かつゲマインデがそれを「承知（Kenntniß）」していることを意味するとされている⁸²。

ゲマインデの居住権を国家が法制化したこの法律によって、ゲマインデの居住権に法的根拠が与えられた反面、移住・帰属に関するゲマインデ独自の権限は制限されている。例えば、1条の二点目に挙げられている「ゲマインデへの明示的な受け入れ」については、ゲマインデの意志だけでなく「政府の許可」が必要とされており、政府の決定がゲマインデの意志に反してまでも貫徹される場合があるとされている（3条）。また、明示的な受け入れがなされていない場合でも、ゲマインデは5年間救貧を受けることなく滞在している者を外部に追放できなくなった（逆に言えば、5年が経過する以前であればゲマインデには追放できる余地が残されていることになる）⁸³。

しかし、5年間の滞在によって居住権を得られるのはハノーファー臣民のみであった。というのは、5条で「外国人（Ausländer）」に対して別の基準を設けていたからである。外国人は「単なる滞在だけ」では居住の権利を得ることはできず、必ず「関連官庁による明示的許可」が必要とされ

⁸¹ „Verordnung über die Bestimmung des Wohnorts der Unterthanen in polizeilicher Hinsicht. St. James's, den 6ten, Julius 1827,“ *Sammlung der Gesetze, Verordnung und Ausschreiben für das Königliche Hannover*, Nr.16, 1827, S.69-76（引用はS.69）

⁸² „Verordnung über die Bestimmung des Wohnorts der Unterthanen in polizeilicher Hinsicht. St. James's, den 6., Julius 1827,“ S.73.

⁸³ ハノーファーの居住権法に関しては、Ziekow, *Über Freizügigkeit und Aufenthalt*, S. 161-162 を参考にした。

ているのである。しかし、この法律が発布された段階では、臣民と外国人との区別を明文化した法律はまだなかった。

ハノーファー王国で臣民資格（国家籍）に言及したのは1833年の「国家基本法」においてであった⁸⁴。にもかかわらず、そこでは「ハノーファー臣民の資格は、法に即して出生あるいは帰化（Aufnahme）によって得られる」（27条）と書かれただけで、ハノーファー臣民資格を定めるはずの「法」は制定されなかった。これはハノーファーではゲマインデの居住権が基本であり、国家が国内法によってその「臣民」を法的に把握することがなかったことを示している⁸⁵。その一方で「国家帰属」に関する規定は、1839年に結ばれたプロイセン（ハノーファーが最も長い国境線で接している隣国）との間の被追放者条約においてなされている⁸⁶。

それに対しザクセン王国では、1834年に制定された「故郷法（Heimath-Gesetz）」の1条において、ザクセン王国の「帰属者」はどこかの居住区（Heimathbezirk）（ゲマインデとほぼ同義）に「故郷帰属（Heimathangehörigkeit）」を持たなければならないとし、8条では国家帰属を「故郷帰属」取得のための前提としている⁸⁷。つまり、ゲマインデに帰属するにはザクセン臣民でなくてはならず、ザクセン臣民はどこかのゲマインデに帰属しなければならないという、両者の強い関係が示されている。しかし、ザクセンがその国家帰属取得の条件を規定したのは、その18年後の1852年の制定された臣民法（これについては後述する）においてであった。

南ドイツ諸邦の一つビュルテンベルク王国では、憲法で「国家市民権」とゲマインデでの「居住権」との関係について言及している。既に述べたように、この国の憲法では外国人が帰化する場合、ゲマインデにおける「市民権ないし居住権の暫定的保証」が求められていた。さらにゲマインデについて規定した他の条項（62条）では、「ゲマインデは国家という団体の基礎である。それゆえ全ての国家市民はゲマインデの市民ないし居住者でなければならない」とも書かれている。このようにビュルテンベルク憲法では、国家に対するゲマインデの立場の強さが示されている。しかしまた、「ゲマインデの市民権ないし居住権は、あらかじめ国家市民権を得ていることが前提となる」（63条）ともされており、ゲマインデの市民権ないし居住権もビュルテンベルクの国家市民に限定される（つまり国家市民資格を持たない外国人がゲマインデに市民権ないし居住権を持つことはできな

⁸⁴ *Grundgesetz für das Königreich Hannover* (Hahnsche Hofbuchhandlung, 1833), S.25.

⁸⁵ Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S.177.

⁸⁶ „Ministerial-Erklärung, betreffend die zwischen der Königlich Preußischen und der Königlich Hannoverischen Regierungen abgeschlossene Uebereinkunft wegen gegenseitiger Uebernahme von Ausgewiesenen,“ *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*, Nr.22 (1839), S.257-259. これはプロイセン王国の法例集に掲載されたハノーファーとの条約全文である。ここでの「国家帰属」の規定は、他の被追放者条約とほぼ同内容である。

⁸⁷ „No.80) Heimaths-Gesetz,“ *Sammlung der Gesetz und Verordnungen für das Königreich Sachsen* 1834, S.449-456. ザクセン王国における「故郷法」と国家帰属との関係については Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.60-66, 136-137 も参照。

い) という成員国家の基本的前提は確保されていた⁸⁸。南ドイツ諸国といえども、18世紀の領域国家的状況にまで逆行することはなかったのである。

この憲法からは、国家による集権化と成員組織化が進むなかでも、ゲマインデがそれに抗してある程度強力な自律を維持し続けていたことがわかる。多くの邦においてゲマインデにおける成員・居住資格は国家帰属にとって「媒介的機能」を果たしていた。そのため、19世紀に入ってゲマインデを国家の基礎とみなす「ゲマインデ・イデオロギー」はむしろ高まったとさえ言えた⁸⁹。特にそれは南ドイツ諸国で顕著である。ゴゼヴィンケルによれば、「ゲマインデは国家の基礎である」というヴェルテンベルク憲法の記述は、「ヴェルテンベルクを超え、南ドイツの「ゲマインデ・イデオロギー」を綱領的に要約したものである」とされる⁹⁰。バーデン大公国では、1808年の憲法で10年の滞在で国家市民権が取得できるとされていたが、実際のところではゲマインデが当該人物の帰属を認めるかどうかの意志が尊重された。バーデン内務省が1836年に記した覚書では、当人の滞在が国家の利益にとって特に望ましい人物でない限り、「国家市民権はゲマインデの意志に反して認められることはない」とされている⁹¹。南ドイツ諸邦では「ゲマインデへの加入許可、すなわち市民権への参入は、高額な費用や他の許可条件が必要」とされ、その権限は19世紀前半期にむしろ強化された面さえあった。それに対して国家が介入できるのは、移住者に対し「ゲマインデが根拠なしに受入れを拒否した場合」にのみであった。そのため、国家はその「根拠」となるような移住やゲマインデの帰属に関する国内法を制定しようとしたのである⁹²。

IV プロイセン臣民法とゴータ条約

——ドイツ諸邦における国籍規定の収斂

(1) プロイセン臣民法の制定

国籍規定におけるプロイセン王国の「覇権」

プロイセン王国はウィーン会議でドイツ中部のチューリンゲン地方、西部のヴェストファーレン地方、ライン地方に領土を獲得し、領土と人口においてオーストリアと共に他の諸邦を圧倒するドイツ連邦の大国となっていた。後にプロイセンがドイツ統一の主導権をとり、1871年のドイツ帝国を実現させたことはよく知られているが、ドイツにおける国籍法の成立過程においてもプロイセンの「覇権」が持つ力は大きなものであった。とはいえ、プロイセンがその国家の成員資格の法的

⁸⁸ „Verfassungs-Urkunde für das Königreich Württemberg vom 25. September 1819,“ S.645-646.

⁸⁹ Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S.185.

⁹⁰ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S. 53

⁹¹ Nathans, *The Politics of Citizenship*, p.65.

⁹² Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.53.

規定を行なったのは、ドイツ諸邦のなかでそれほど早かったわけではない。プロイセンがその「臣民資格」を定めた「プロイセン臣民としての資格の獲得と喪失、および外国の公務への従事に関する法律」（通称「臣民法」）を制定したのは1842年のことだった。しかし、その後ドイツ諸邦の国籍規定は、プロイセンに主導される形で急速にプロイセン的なものへと変容していくのである。さらに、1870年に成立するドイツの最初の国籍法（北ドイツ連邦の国籍法）はプロイセンの臣民法を土台としたものであった。

この章では、まず（1）でプロイセンの臣民法の成立過程について考察した後、（2）では暗黙的帰化を排したプロイセンの臣民法が、被追放者条約を通じて他の諸邦に変化をもたらし、結果としてドイツ諸邦の国籍法制がプロイセン的なものへと「収斂」されていく過程を追う。（3）では、この時点までのドイツにおける国籍法とネーション概念との関係について考察する。北ドイツ連邦成立後から1870年の国籍法制定までの過程については、VIとVII（次号予定）で論じることになる。

貧困移住者をめぐる国家とゲマインデの対立

プロイセンがその臣民法を発布したのは1842年12月31日だった。しかし、プロイセン政府内における国家帰属の法制化に向けて議論はすでに1830年頃から始められていた。その直接の要因となったのは他邦同様、貧困移住者の追放と受入れをめぐる問題だった。

経済活動が活発であったプロイセンには、周辺諸邦からの移住してくる者が多かった⁹³。1849年のプロイセン統計局の報告によれば、1816年から1846年の期間、毎年平均で3万人から4万人ほど移入が移出を超過していたとされる⁹⁴。また、19世紀の地理学者E. J. ヴェッポイスの計算によれば、1823年から1840年までの間に移民によってプロイセンの人口は毎年0.3%、合計にして70万人増加したとされている⁹⁵。プロイセン政府は、その経済自由主義的政策の一環として移動の自由を促進していたが、移動の自由に伴う貧困移住者の増加は各地のゲマインデに負担をかけることになった。ゲマインデでは以前より市民や居住者からの共同負担金を財源として貧困者の救済を行う方法をとってきたが、その共同負担金を支払っていない「余所者」が流入すれば、ゲマインデにとっての財政上の問題が発生する。そのためゲマインデは、移住者（特に「貧困化する恐れ」のあるとされる移住者）の受入れを拒否し、許可なく滞在する「余所者」を外部に追放するようになった。特に経済活動が活発な西部（ヴェストファーレン、ライン地方）ではそのような事例が多かった。

⁹³ Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, p.56.

⁹⁴ “Statistische Uebersicht der in dem Zeitraum von 1. Oktober 1844 bis zum 30sten September 1848 zur amtlichen Kenntniß der Regierung gekommenen Zahl der Ein- und Ausgewanderten im Preußischen Staate,” *Mittheilungen des statistischen Bureau's in Berlin*, No.9, 1849, S.10. 出生と死亡の差を総人口増から差し引いた数字。なお、1816年の総人口は約1千万人。移住は東部（ドイツ連邦の外部）に多かったが、中西部の都市でも移住があった。

⁹⁵ Wappäus, *Allgemeine Bevölkerungsstatistik*, S.100. 移住者による人口増加は、当時のドイツ諸邦では珍しい事例だった。

それに対し政府は、「個々のゲマインデには生計能力がある人間の移住を妨げる権限はない」とする立場から、ゲマインデに移住者の受入を求めたのである。しかしヴェストファーレンの地方管区からは中央政府に対し、移住者は「放蕩者であり、犯罪者の疑いのある人間である場合があまりにも多い」ため、ゲマインデには従来通り新参者の移住を拒否する権限を認めるべきであるという異議申立てがなされた⁹⁶。

こうした問題に対処するため、1824年3月には国務大臣シュックマンが「救貧および物乞いと放浪者の取り扱いに関する法律（Gesetz über Armenpflege und Behandlung der Bettler und Müßiggänger）」の案を作成した。この法案では「将来貧困化する恐れがあるというだけで住む場所を選ぶ自由は制限されることはない」という政府の自由主義的な立場が示され、1年間救貧を求めることなく過ごせばそのゲマインデの滞在許可が得られるとされた。その後この法案は、国家参議会（Staatsrat [大臣と上級官僚からなる国王の評議機関]）で審議された。そこでの争点は、将来貧困化するという憂慮からゲマインデが移住者の滞在を拒否できるのかという問題だったが、国家参議会では「拒否できない」とする自由主義的立場が多数派であったという⁹⁷。

1829年には内務省から「コムーネの新参者受け入れの義務に関する法律」と「救貧義務に関する法律」の二つの法案が提出された。前者では、ゲマインデ（コムーネ）にはプロイセン臣民に対し移入後1年間救貧を求めない限り永住を認める義務があり、将来貧困化する可能性はその当人を拒絶する理由にはならないことなどが定められていた。また、後者の法案では、1年以上の滞在しているゲマインデが救貧義務を負うことなどが定められた⁹⁸。1831年にこの二つの法案は全地方議会に諮問されたが、その際のプロイセン内務省はその制定理由として「わが国家におけるコムーネは（中略）文明化された国家であればどこでもそうである通り、法を容易に執行するために組織化された、国家の領土と国家帰属者の下位部分とみなされるべきである。（中略）コムーネは国家に対し、国家の領土の一部であるその領域や国家帰属者（Angehörige）の一部を締め出したり、アクセス不能にすることは許されないのである」と述べている⁹⁹。国内の移動・居住の自由を推進し、その妨げとなるゲマインデの伝統的自治権限を極力抑えようとする改革期以来の中央政府の立場がここに見て取れる。

プロイセン国家帰属の規定へ

しかしながらこの内務省の法案には、臣民と外国人の区別についてはふれられていなかった。その問題を指摘したのは、すでに隣接する諸邦との間で放浪者の国家帰属をめぐる条約の作成・締結の作業にとりこんできた外務省であった。1832年2月に外務省は、内務省に対して覚書を送り、

⁹⁶ Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, p.42-43

⁹⁷ Schinkel, „Armenpflege und Freizügigkeit,“ S.459; Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, p.45

⁹⁸ Schinkel, „Armenpflege und Freizügigkeit,“ S.466; Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, p.45

⁹⁹ Schinkel, „Armenpflege und Freizügigkeit,“ S.468における引用。

外国人の定住を問題にするのであれば、まず臣民資格の獲得・喪失についての規定を作るべきであると述べた¹⁰⁰。法務を担当する第二部局長であったアイヒホルン（Johann Albrecht Friedrich Eichhorn, 1779-1856）が中心となって、外務省はまず「内国籍（Indigenat）」を法制化することの重要性を主張した。その主張は中央政府内でも認められ、この後外務省のイニシアティブの下にプロイセン国籍法の作成に向けた審議が進められたのである。

また、1830年代初頭には、国家帰属の明確化が求められる具体的な契機があった。その一つは1830年春にエアフルト管区から国王に発せられた、プロイセン領外からの無規制な移民の流入に関する陳情である。プロイセン中部チューリングゲン地方にあるエアフルトは、ザクセン・ヴァイマル大公国とザクセン・アルテンベルク公国に挟まれていて、そこから来る移住者に直面している地域である。エアフルト管区政府は内務省に当てた書簡において現行の仕組みについて以下のように述べる。

評判が悪くなく、自活していただくだけの物理的手段を持つ者が仕事を見つけさえすれば、当人が選んだゲマインデに定住することが許されなければならないというのがこれまでの原則だった。外国人 [=非プロイセン人] と自国出身者との区別はなされてこなかったのだ。また地域のゲマインデは移入者を拒否する特別な権限も与えられていない。現在の [経済的に厳しい] 条件下では、このような現行の原則は修正を必要とする¹⁰¹。

さらにこの書簡は、外国人は治安の乱れを引き起こすだけでなく、ゲマインデの救貧の財源に負担をかけているにもかかわらず、プロイセンの自由主義的な政策により、プロイセン内のゲマインデは、移住を効果的に妨げている他国からの貧困者を引き受けざるを得ない状況になっていると指摘している¹⁰²。諸邦間で貧困移住者の「押し付け合い」がなされている状況がここによく示されている。このようなエアフルト管区の動きを受け、移住に関する法案の作成をすでに始めていた内務省は、「外国人」の移住者を考慮に入れなければならないという認識を得ていた。

同時期に、貧困移住者とは別の問題も浮上していた。1830年夏以後欧州各地に波及した革命の影響である。国境を超えて移動する革命家の取り締まりが政府に求められた。1830年末にはすでにプロイセンの内閣が、政治的に危険視されていた職人（Geselle）の全面的な移住の禁止が検討したり、1831年には内務警察大臣が外務省に当てた書簡の中で「国家の混乱を引き起こす意図を持つ疑いのある人物の帰化は禁止すべき」と提案をしたりしている¹⁰³。また、ロシアで発生したポーランド人蜂起の後の1832年には、プロイセン国王がロシア皇帝ニコライ1世から、プロイセン

¹⁰⁰Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?* pp.285, 511 [訳 277, 449 頁]; Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.82

¹⁰¹Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, p.57 に英訳されて引用されている部分からとった。

¹⁰²Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.81

領内でポーランド人革命家が通訳として働いているのはなぜかという問い合わせを受けている。それに対してプロイセン国王は、外国人がプロイセン臣民の資格を得る条件についての法律の検討を政府に依頼した¹⁰⁴。

この国王の依頼に対し外務省が行動をおこした。1834年1月に外務省は「内国籍に関する法案 (Gesetz-Entwurf über das Indigenat)」を公表した。プロイセンで最初に作られた国家成員資格に関する法案である。外務省はこの法案について、改革期の「人格的自由」の原則を出発点として、また、ここで用いられている「内国籍」の概念について、「国家の権力と法律の下での、それに基づけられた一般的な (allgemein) 市民的権利と義務に結びついた個人の完全なる帰属関係」だと説明している¹⁰⁵。この法案が、自由、法の下での平等、市民的権利などという改革期の理念を前提にして作成されたことがうかがわれる。

「内国籍に関する法案」をめぐる審議

その後外務省による「内国籍に関する法案」は、プロイセン行政府内で長い審議を経ることになる。そこでは主に次の二つの点が争点となっていた。

第一は、帰化の方法についてである。外務省案では、放浪者をめぐる諸邦間条約で取り入れられ、またプロイセンでもそれまで実践されていた10年間の滞在による自動的な国籍の取得（つまり暗示的帰化）の原理が否定され、当人の申請と行政府による許可の手続きを踏む明示的帰化のみが採用された。しかし、これには反発が大きかった。

外務省がこのような案を採用した理由はいくつかある。一つは、移住者の帰属先を判定しやすくするための実務上の理由である。従来の10年の滞在による暗黙的帰化の場合、当該の人物がいつからその地に滞在しているのかを確定する必要があるわけだが、それは実際上困難な場合が多かった。そのため当人の帰属先がわからず、その受入先をめぐって諸邦間の対立が発生したのである¹⁰⁶。そこで外務省案では、滞在だけで自動的に国家籍を取得できるという暗黙的帰化を廃止し、明示的帰化のみとすることで、帰属先の判定を容易にしようとしたわけである。

暗黙的帰化を廃止しようとしたもう一つの理由は外務省、特に内国籍法案作成を主導したアイヒホルンの国家観に関わるものである。彼の国家観に従えば、単に一定期間国内に居住したという事実だけで自動的に国籍を付与するという「居住原理」は受け入れがたい。国籍は国家と臣民との相務的關係によって成り立つものであり、臣民は帰化申請をすることにより、国家に対する帰属の

¹⁰³Nathans, *The Politics of Citizenship*, p.58. なお「職人 (Geselle)」は、「徒弟 (Lehrling)」と「親方 (Meister)」の中間に位置する職業階級で、各地を回って技術を磨くのが以前からの習慣だった。18世紀のドイツにける移住者の多くが、この「職人」の地位にある人々だった (Steven Hochstadt, "Migration in Preindustrial Germany," *Central European History*, 16, 1983)。

¹⁰⁴Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.82; Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, p.58.

¹⁰⁵Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.83.

¹⁰⁶Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, p.58.

「意志」を表明すべきである。アイヒホルンによれば、プロイセンの国家帰属には英仏のような「根絶不可能な性格（unvertilgbare Charakter）」が欠落している。英仏で“naturalisation”と呼ばれるように、帰化には「自然な」根強さの確立が求められる。居住するだけで国家帰属が得られるという暗黙的帰化ではそれは不可能であり、帰化は当人の「意志」に基礎づけられるべきなのである。このような「自由な意志」に基づいて臣民と国家とが結びついた社会契約的国家観を前提にして、アイヒホルンは暗黙的帰化の廃止し、明示的帰化を求めたわけである¹⁰⁷。しかしながら、一定期間、国家の保護を受けて国内に滞在を続けた者には義務も当然に発生するという、領域を媒介にした国王と臣民との主従関係に基づく旧来の領域国家的国家観に対する支持も依然として強かった。特に司法省や内務省は、従来の居住原理を維持する立場をとって、外務省案と対立した。そのような立場を代表する法務大臣のカンプツ（Karl Albrecht von Kamptz, 1769-1849）は、外務省案における国家観を「理論的で抽象的」と批判している¹⁰⁸。また、外務省案では、一定期間プロイセンに居住し、住民としての権利を享受しながら、国家に対する義務（兵役など）を負わないという特権的住民を生み出してしまうという反論もあった¹⁰⁹。

外務省案をめぐる第二の争点は、国家帰属の一義性をめぐってである¹¹⁰。国家への帰属は単一でなければならず、複数の国家への帰属は認められないというのが外務省案の立場であった。それは、国家への帰属の意志は単一であるべきとする「意志原理」から来る考え方であった。しかしドイツ連邦内には、邦をまたいで領地を所有する貴族が依然として存在していた。貴族が領地を持つ場合、その領地を統治する君主に対する忠誠の宣誓が求められた。よって邦の境界を超えて領地を持つ場合、貴族は複数の君主に忠誠を誓うことが必要となったが、近代的成員国家を前提とした国家帰属の観念からすれば、それは複数の国家の「臣民」になることとみなされた。また、法の下での平等を前提にする外務省の見方からすれば、フランス革命以前の旧体制以来の「身分制的」な君臣関係は認められないものだった。しかしながら、貴族の伝統的権利を侵害するよう外務省案は、当然ながら貴族層からの激しい反発を招いた。

この二つの争点のうち、第一の点については基本的に外務省の立場が貫徹され、第二の点については外務省が譲歩した¹¹¹。1842年12月に公布された臣民法では、その12条で「われわれの国家内で

¹⁰⁷ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.88. また、ヴェイユによれば、明示的帰化を求める外務省の考え方は、「フランス・モデル」を参考にしたものとされる（Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?* p.288 [訳280頁]）。

¹⁰⁸ Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.75; Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.87.

¹⁰⁹ Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p.289 [訳281頁]

¹¹⁰ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.85.

¹¹¹ 明示的帰化の問題に関しては、1838年の法律改正委員会において5対4の僅差で外務省の立場が選択された（Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p.288 [訳280頁]）。また、外務省案にあった「内国籍（Indigenat）」の概念は採用されず、代わりに「臣民（Unterthan）」の概念が用いられた（Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.89）。

の居住は、将来それ自体でプロイセン人としての資格を根拠づけるものではない」と明確に居住原理が否定された。しかし、11条では「土地所有、特に騎士領の所有と忠誠の誓約（Homagial-Eid）に由来する権利・義務関係における現行の法律は変更されない」（11条）とされ、貴族層の身分制的臣従関係は温存されたのである¹¹²。

臣民法での「臣民資格」

プロイセン王国の臣民法は「新参者の受入れについての法律（Gesetz über die Aufnahme neu anziehender Personen）」「救貧の義務についての法律（Gesetz über die Verpflichtung zur Armenpflege）」と同時に公布されている¹¹³。これは、当時の国家帰属が、移動の自由や救貧の問題と深く関連していたことをよく示している。これら一連の法律に通底する問題は、Ⅲ（3）でも論じた国家とゲマインデとの間の帰属をめぐる対立関係である。

まず「新参者受入れについての法律」では、その1条でゲマインデが「自立したプロイセン臣民の受入れ」を拒否してはならないとされており、国家がゲマインデに対しプロイセン臣民の移住の自由を保障することを命じている。ただし、そこに付された「自立した」という限定句は、自身と家族の生活を支えられるだけの経済力を備えているということの意味を意味している（4条）、貧困移住者の流入によってゲマインデに過剰な負担が生じないようにするための配慮もなされている。その一方で、ゲマインデは「将来貧困化するという憂慮」だけでは受入れを拒否できないという規定（5条）もあり、ゲマインデが「自立」という概念を拡大解釈して新参者受入れを拒否する可能性を塞いでいるが、また同時に移住後1年以内に「公的扶助が必要」になった場合はその当人を以前住んでいたゲマインデに送還してよいともされている。このようにこの法律は、ゲマインデが負担過多にならないよう配慮しつつも、プロイセン臣民の移住の自由の保障をゲマインデに命じるものになっている。それに対し「外国人」については、その受け入れをゲマインデが「拒否できる」とされており（6条）、プロイセン臣民と「外国人」に対する対応の差は明らかである。

「救貧の義務に関する法律」では、ゲマインデが貧困扶助の義務を負う対象として①ゲマインデの成員、②ゲマインデから居住を認められている者、③救済される必要性なく3年間滞在している者の3つのカテゴリーが列記されている（1条）。このうち①のゲマインデの成員に関しては、臣民法の12条が「ゲマインデは外国人を成員として受け入れてはならない」としているため、プロイセン臣民だけがこのカテゴリーに該当することになる。それに対し、ゲマインデの成員以外の②と③のカテゴリーには、プロイセン臣民のみならず外国人も含まれているはずである。その場合は、

¹¹² „Gesetz über die Erwerbung und den Verlust der Eigenschaft als Preußischer Unterthan, so wie über den Eintritt in fremde Staatsdienst (Nr.2319),“ *Gesetz-sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*, Nr. 2, 1843, S16.

¹¹³ „Gesetz über die Aufnahme neu anziehender Personen (Nr.2317),“ „Gesetz über die Pflichtung zur Armenpflege (Nr.2318),“ *Gesetz-sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*, Nr. 2, 1843, S.5-7, 8-14.

プロイセン臣民であろうが外国人であろうが、居住許可や経済的に自立した3年間の滞在が前提とされており、移住を続けながら貧困扶助を得ようという「放浪者」からゲマインデを保護するような規定になっている。とはいえ、ゲマインデにおける救貧に関しては、従来からの「居住」の原理が、基本的には依然として効力を持っていたと言えるだろう。

では、臣民法における「プロイセン臣民」はどう規定されているのかを見てみよう¹¹⁴。まず、その1条において、「プロイセン臣民の資格」を根拠づけるものとして①血統（Abstammung）、②認知、③結婚、④授与（Verleihung）の4つが列記されている。

第一の「血統」では、婚姻による子供の場合は父親、婚姻外の場合は母親の臣民籍を継承するというもので、すでに当時のドイツ諸邦で広く見られる血統の原理である。血統による臣民籍の取得については、さらに2条において外国で生まれた子供でもプロイセン臣民資格を得るということが重ねて述べられていて、血統の重要性が強調されている。

第二の「認知」は、婚姻外で外国人の母親から生まれた子供でも、プロイセン人男性が父親であることを認知すれば、プロイセン人になるというものであり、これも父系の血統原理を徹底したものとみることができる¹¹⁵。

第三の「結婚」は、外国人の女性がプロイセン人の男性と結婚した場合の、妻となったその女性がプロイセン臣民になるというものである。すでに述べたように、家族の一体性の原理に従ったもので、当時のほぼ全ての諸邦の国籍法制で取り入れられているものであった。

第四の「授与」とは国家機関である警察が作成した「帰化文書（Naturalisations-Urkunde）」の授与によって臣民資格を得るということ（5条）であり、いわゆる明示的帰化にあたる。7条ではその条件として、祖国の法律の基準で行為能力を持つこと、自分と親族の生計を支えられること、住居を持つこと、ドイツ諸邦の臣民の場合は、それまで帰属していた国で兵役義務を満たしていることが挙げられている。また、帰化文書は、警察による授与の他に、プロイセンの中央政府および州政府において公務についたものにも授与されることになっていた（6条）。公務への従事を国籍取得の条件の一つとするのは、他の多くの邦でもみられる。

帰化に関して注目しておくべきは8条の規定である。ここでは、政府が帰化文書を授与する前に、帰化を申請している本人の帰化の条件が満たされているかどうか、その本人が滞在しているゲマイ

¹¹⁴ “Gesetz über die Erwerbung und den Verlust der Eigenschaft als Preußischer Unterthan, so wie über den Eintritt in fremde Staatsdienst.,” S.15-17.

¹¹⁵ 1条ではまた、養子縁組だけでは臣民資格は取得できないとされている。この規定は1870年の北ドイツ連邦の国籍法にも受け継がれるものだが、なぜ認知で国籍取得ができるのに養子縁組ではだめなのかの説明はされていない。認知と異なり、養子縁組では臣民の「血統」が継承されないからではないかという血統主義的な解釈も可能だが、この時代に血統原理にはまだそのようなイデオロギー的な意味付けはなされていなかったと思われる。ゴゼヴィンケルは別の解釈を提示している。それによれば、国籍取得に関する決定権限を国家が独占することが目的であるとされる（Goswinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.170-171）。確かに養子縁組を認めれば、その子の国籍取得は親の意のままになってしまうからである。

ンデに「聞き (hören)」, ゲマインデの反対意見を「顧慮する (beachten)」する義務があるとされている。原則として帰化に関する決定を行うのは中央政府（具体的には警察）であるが、それにあたりゲマインデの意見も考慮しなければならないというわけである。しかし、「聞く」や「顧慮する」という概念は、ゲマインデの意見を尊重しなければならないにしても、政府はそれに拘束されるものではないということを意味している。帰化による本人の国家帰属を最終的に決める権限はあくまで国家（中央政府）にあるということをこの条文は意味している。南ドイツ諸邦とは対照的に、プロイセンにおける国家の強さが示唆されているといえよう。

ドイツ諸邦の国籍法制におけるこのプロイセン臣民法の新機軸は、当時のドイツ諸邦で広く実践され、被追放者条約でも規定されていた暗黙的帰化を廃止し、その前提にある居住原理を「我々の国家内における居住は、将来それだけでプロイセン人の資格を根拠づけるものではない」（12条）という条文によって明確に否定したところにある。それによってプロイセン臣民資格の取得方法は、血統、結婚、明示的帰化に限定された。明示的帰化は、当事者の臣民資格への意志を前提にし、また中央政府の決定によって帰化文書を授与するものである。血統と明示的帰化は、それぞれ「血統」の原理と「意志」の原理（あるいは自由な意志に基づく「契約」の原理）により、成員の国家に対する直接的で永続的な帰属関係を可能にするものだった。ブルーベイカーはプロイセン臣民法における成員資格の規定について、「居住は成員資格に依存すべきで、成員資格が居住に依存すべきなのではない。居住からは独立して定義された成員資格こそが、根本的なカテゴリーになるべきなのである」と述べている¹¹⁶。血統原理と明示的帰化は、居住から独立したカテゴリーとしての成員資格を構成するものとなった。「血統」と「意志」による成員資格の取得は、移動の増加・拡大とともに人の居住地が移り変わりやすくなるなかで、帰属を明確化するためにより効果的な方法であったと考えられる。

このプロイセン臣民法をもってドイツ特有の血統原理の国籍法へと向かう転機ととらえる議論がある¹¹⁷。だが、そのような見方には限定をつけておかねばならない。なぜならば、臣民法は居住原理に基づく暗黙的帰化を廃止しただけであり、血統原理はそれ以前から（1816年のバイエルン、バーデン、ビュルテンベルクによる被追放者条約以後）すでにドイツ諸邦において広く採用されていたからである。臣民法に至る論争のなかで争点となっていたのは、暗黙的帰化か明示的帰化かの対立（「居住」か「意志」か）であり、血統原理に関してプロイセン臣民法は、すでにドイツ諸邦に広まっていた法規定をそのまま引き継いだにすぎない。たしかに、暗黙的帰化が廃止されたことにより、国籍取得の方法における血統原理の比重は高まったかもしれない。しかし、これも既に述べたように、当時の血統原理には「エスニック」な含意は希薄であり、「血統に基づく民族共同体」

¹¹⁶Brubaker, *Citizenship and Nationhood*, p.70 [訳120頁].

¹¹⁷例えば、ヴェイユにもそのように理解する傾きがあるように思われる（Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p.290 [=邦訳282頁]）。しかしヴェイユは、それが「エスニックな理由では全くなかった」点についても明快に指摘している。

のようなナショナルな観念とも無縁だった。血統原理が採用され続けたのは、明示的帰化における「意志」の原理とともに、移住者が増大するなかで国家成員の人的連続性を確保する方法として有効だったからであると考えられる¹¹⁸。

とはいえ、もう一つ注目しておくべき点は、国籍喪失に関する規定においては依然として居住原理が残されていたことである。臣民法の23条では、国家の許可なく10年以上外国に滞在すると、それだけで自動的に臣民資格が失われる規定になっていた。もちろんこの規定は、血統によって出生時に臣民資格を得たプロイセン臣民に当てはまる。つまり国外滞在時の臣民資格の維持に関しては、血統よりも居住の原理が優越していたわけである。この規定は、その後の北ドイツ連邦の国籍法にも引き継がれ、1913年の改定の時まで存続することになる。

（2）ゴータ条約へ —— 多国間協定による国籍規定の収斂

被追放者条約の機能不全

Ⅲで述べたように、1810年代から1830年代にかけて、まだ多くの諸邦が国内での国籍法制を持たないにもかかわらず、被追放者条約を通じてその締結国が受入れを拒んだり、国外に追放することのできない「国家帰属者」が規定された。条約のネットワークが諸邦に広がるなかで、そこでの「国家帰属」の定義が諸邦間における合意事項となり、事実上国籍法の「代替」として作用することになった¹¹⁹。

しかし、被追放者の受入れ義務に関するルールとして、このような条約の規定だけでは不十分であった。なぜなら、この条約が二カ国間で結ばれたものであったため、条約が結ばれていない邦との間には規定がなく、また、その条約ネットワークがドイツ連邦全体をカバーするまでには至らなかったからである¹²⁰。

さらに、条約に定められた義務を遂行する場合においても様々な問題が発生した。例えば、条約にある「経済的基礎を持って10年間滞在」という暗黙的帰化の要件は、その年数や「経済的に自立」しているかどうかの解釈をめぐる邦政府間で対立を生んだ（その場合、小国が犠牲になる場合が多かった）。しかし、そのような対立が発生した場合、それを調停する機関は存在しなかった。さらに、暗黙的帰化が認められる10年間の期限が過ぎる直前になって、貧困化の恐れのある外国人を国外に追放するという措置もしばしば行われ、結果として被追放者の数が多くなった。しかもその追放は、相手政府に通知せずに単に当事者を国境外に移送してそのまま放置するという方法で行われることが多かった。その結果条約は被追放者管理のためのルールとしては機能せず、むしろ

¹¹⁸Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.78.

¹¹⁹Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.28; Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.93.

¹²⁰Eli Nathans, "Nathans on Fahrmeir, 'Citizens and Aliens: Foreigners and the Law in Britain and the German States 1789-1870,'" *H-Net: Humanities & Social Sciences Online* (June 1, 2003), p.5.

状況を悪化させてしまう面もあった¹²¹。

その一方で、諸邦間の条約とは別途に、ドイツ連邦の連邦議会において、被追放者受入れに関する連邦全体のルール作りを求める要望がいくつかの邦から提案されていた。それはザクセン・コーブルグ・マイニンゲン、ザクセン・コーブルク・ザールフェルトといった小国からのみではない。バイエルンやプロイセンといった大国までもが連邦議会に「放浪者の相互的受け入れ義務に関する一般的合意の提案」を提出している。1819年にはオーストリア、バイエルン、ヘッセン選帝侯国、ハノーファー、ザクセンの代表からなる委員会にこの問題が委託されることになった。諸邦間の条約が広まるなか、その審議はその後一時進まなくなったが、1840年代に入って議論が再開された。その理由の一つは、条約の規定で帰属先不明とされた人物が、帰属の明確化を求めてドイツ連邦に請願を出す事例が多発したからである¹²²。ようやく1846年になって1819年に設置された委員会は被追放者受け入れに関する協定案を発表し、それが連邦内で審議にかけられた¹²³。協定案には、血統、明示的帰化、結婚、そして10年間の居住といった、それまでの二カ国間条約において採用されていた国家帰属取得の方法が列記されている。さらに国家間で意見の対立があった場合は、第三国の政府が調停役になるという規定も置かれている¹²⁴。しかし、この協定案に関する審議は、1848年に勃発した革命によって頓挫してしまった。

プロイセンとザクセンの条約 ——被追放者条約の「パラダイム転換」

ドイツ革命の失敗の後、被追放者の受入れの義務に関するドイツ諸邦全体のルール作りは、ドイツ連邦を通じてではなくプロイセン王国の主導で進められることになる。その転換点となったのは、1850年に締結されたプロイセンとザクセン両王国の間の条約である。

プロイセンは1850年に、それまでザクセン王国との間で結んでいた被追放者に関する条約を破棄し、全く新たな条約を作成することを提案した。ザクセン政府はそれを受け入れ、1850年の年末に「被追放者の受け入れに関する合意」を締結する¹²⁵。そこでのプロイセン政府の意図はほぼ二つに集約できる。第一は、条約の前文でも述べられているように、「被追放者と無国籍者の受入れ

¹²¹ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.150-151; Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.97.

¹²² Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, pp.31-32. ファーマイアによれば、貧困移住者の引受け先を定めるルールとして始められた被追放者条約だが、「社会的地位のある (respectable)」市民がこの条約に従って帰属先不明で追放される事例が発生するようになっていた。ドイツ連邦に請願書を出したのはそのような人々である。

¹²³ Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.32.

¹²⁴ „Beilage 4 (zu § .27.). Vereinbarungsentwurf,“ *Protokolle der Deutschen Bundesversammlung*, 1846, S.39-41.

¹²⁵ „Ministerial-Erklärung, betreffend den Abschluß einer neuen Uebereinkunft zwischen Preußen und dem Königreich Sachsen wegen Uebnahme von Ausgewiesenen. Vom 31. Dezember 1850,“ *Gesetz-sammlung für die Königlichen Preißen Staaten*, 1851, S.5-8. これはプロイセン王国の法令集に掲載されたものである。

に関し（中略）できる限り単純で制御しやすい規則」をつくるというものである。先に指摘した通り、それまでの諸邦間の条約はこの問題に関して十分に機能しているとはいえず、むしろ被追放者や帰属不詳者の数を増やしているという面さえあった。特に問題を難しくしているのは、10年間の滞在によって自動的に国家帰属を得られるという暗黙的帰化の規定だった。プロイセン政府の意図の第二は、条約をプロイセンの国内法に適合させる形に修正しようというものだった。前節で説明した通り、プロイセンは1842年に自国の国内法において居住原理に基づく暗黙的帰化を廃止し、明示的帰化と血統（および結婚）に国家帰属の要件を限定していた。それは、暗黙的帰化を含めていたそれまでの諸邦間条約における「国家帰属」の定義と適合しなくなっていた。

プロイセンとザクセンとの間の新たな条約では、プロイセンの意図に従って、それまでの諸邦間条約で共有されていた暗黙的帰化を廃止した。ゴゼヴィンケルによれば、それは被追放者条約における「パラダイム転換」であった¹²⁶。これ以後、暗黙的帰化を排除した国家帰属の規定が、急速にドイツ諸邦に広まっていくことになる。

その「転換」は、条約1条の次の条文で明確に示されている。

たとえ本人が国内法ですでに臣民資格を喪失していたとしても、もう一方の国の要請があった場合、その国自身の国内法によってその国に帰属していないならば、その元帰属者（元臣民）を受け入れる義務がある（強調は引用者による）。

これまでの条約であれば、自国の帰属者（臣民）が他国に10年以上住んでいれば、その滞在先の国家帰属を得てその国の帰属者（臣民）になるはずであった。しかしこの条約では、移住者が滞在先で何年間居住していようとも、滞在先の国の国内法に従ってその国の国籍を得ていない限り、出身国がその移住者を「元帰属者（元臣民）」（仮に出身国の国内法で帰属者の資格を失っていた場合でも）として受け入れなければならないとされた。つまり条約は、個人と出身国との間の関係が、他国の国内法に従って帰化していない限り、いつどこに移住しようとも永続的であることを規定したのである¹²⁷。そこで個人の出身国への帰属を規定したのは、多くの場合血統による親からの継承であった。また、滞在先の国で国内法に従って明示的に帰化している場合は帰化した先の国の帰属となった。そのため、居住原理が大きく後退した代わりに、結果として血統原理と明示的帰化の比重が増大したことになる¹²⁸。

とはいえこの条約では、居住原理が完全に放棄されたわけではない。というのも実のところ、条約の2条では居住原理はむしろ強められているからである。そこでは、どちらの国の臣民でもない

¹²⁶ Gosewinkel, *Einbürgerung und Ausschließen*, S.151.

¹²⁷ そのため両国は、それまで国家籍喪失の根拠として使われたパスポートの期限を無効にし、期限切れのパスポートでも有効であるとした（Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.37）。

¹²⁸ Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, pp.35-36.

人物がどちらかの領土内での5年間の固定した居住地の持っていること、10年間滞在していること、あるいは領土内で出生したことを条件に受入れ義務が発生するとされている。つまり受入れ義務が発生する定住期間は10年から5年に短縮されているうえ、限定的ながら出生地原理さえ取り入れられているのである。なぜこのような条項が設けられたのか。それは、受け入れ先の明らかでない「放浪者」の発生を回避し、被追放者の受け入れに関してできるだけ実効性のあるルールを作ろうとしたためであったと考えられる。

貧困移住者の引受先を明確にするというのが、この条約の大きな目的だった。暗黙的帰化を廃止し、各国が「元臣民」を受入れる義務があることを明確化されたのもそのためだった。すでに指摘しているように、移住が増加する時代にあって、居住のみによって自動的に成員資格を付与する暗黙的帰化は、帰属先の特定を困難にする原因となっていた（また、帰属先を誤魔化することも容易だった）。しかも、暗黙的帰化の廃止によって、貧困化する恐れがあると見なされる移住者を、10年が経過する以前に国外に追放するという悪しき慣行への動機づけも生まれなくなった。その結果、移住の自由を妨げる障害の一部が消滅し、人々の移住はより容易になった。そのため、ザクセン政府はこの条約を「移動の自由協定（Freizügigkeitskonvention）」と呼ぶほどであった¹²⁹。

ザクセン王国はこの条約が締結されて2年後の1852年に、自国の臣民資格を規定した「ザクセン王国の臣民権の取得と喪失に関する法律」を制定した¹³⁰。そこでザクセンは、プロイセンと同様、暗黙的帰化を排し、外国人の臣民資格取得の方法を明示的帰化と結婚（女性の場合）に限定した。被追放者受入れ義務の相互性を確保するためにも、ザクセンは暗黙的帰化を廃止する必要があっただろう（そうでなければ、ザクセンは10年間以上滞在しているプロイセン人を一方的に受け入れなければならなくなる）。このようにして、ザクセンの臣民法はプロイセンの臣民法に近似したものになった。同様の「プロイセン化」は、次に見るゴータ条約を通じてドイツ諸邦全体へと広まっていくことになる¹³¹。

¹²⁹ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.152.

¹³⁰ “No.65) Gesetz über Erwerbung und Verlust des Unterthanenrechts im Königreiche Sachsen,“ *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen*, 1852, S.241. ファーマイアによれば、プロイセンとの条約交渉が開始された時、ザクセン政府はちょうど臣民資格に関する国内法を準備している最中だった（Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.35）。

¹³¹ なお、オーストリアは1811年に一般民法典において10年の滞在で国籍が自動的に取得できるとする暗黙的帰化の方法を認めていたが、1833年の司法局指令によってプロイセンよりも早くその規定を廃止している。これはロシアから流入するポーランド人がオーストリア国籍を取得することを制限するためであった。ポーランド人蜂起の後、ロシアから多くのポーランド人がオーストリアへと流入していたのである。Bianca Harnik, *Staatsbürgerschaft in Österreich – eine rechtshistorische Darstellung* (Diplomarbeit. Zur Erlangung des akademischen Grades einer Magistra der Rechtswissenschaften an der Karl-Franzens-Universität Graz, 2016), S.18-19.

ゴータ条約 —— 「プロイセン型」 への収斂

プロイセンとザクセンとの条約が結ばれた後、ザクセンとの条約と内容が矛盾するという理由に、プロイセン政府は他邦との被追放者条約の解約を通告した¹³²。それに代わり、1851年7月15日にプロイセンの主導によって締結された多国間条約がゴータ条約である。「追放すべき者の受け入れの相互的義務に関する新たな合意を結ぶ」とされるこの条約には、当初プロイセンとザクセンを含む17カ国が参加した。内容は1850年のプロイセンとザクセンとの間の条約が母体となっていた。それまでの暗黙的帰化は廃止され、1条と2条はほぼ同一の内容の規定となった。また12条では、受け入れをめぐる国家間で解釈の対立が発生した場合、その紛争に関し、条約の締結国の一つが第三国の立場で調停を行うとされた¹³³。

ゴータ条約はその後、1854年と1858年に加盟国を増やし、バーデン、ビュルテンベルクといった南部諸邦も加わるようになった。そして1860年には自由都市リュベック、1861年にはホルシュタイン公国、リヒテンシュタイン大公国、オーストリア帝国が加盟して、ドイツ連邦加盟国全体にまで拡大されることになった¹³⁴。

プロイセンの牽引力によって実現されたゴータ条約だったが、それはドイツ諸邦からも概ね支持された¹³⁵。その理由は、被追放者受入れに関する実効性のある一般的ルールが必要なこと、また、暗黙的帰化がしばしば被追放者の帰属の同定に関する困難をもたらしていることに対する認識が共有されていたことにあるだろう。しかし批判がなかったわけではない。例えば加盟国の拡大がはかられた1858年7月のアイゼナハでの会議では、アンハルト・デッサウ公国の代表が、外国に長年滞在して経済的基礎も築いている人物が、明示的帰化をしていないからといって出身国に家族共々追放されてしまうとすれば、それは「しばしば大きな不利益をもたらす」として、1条に例外規定を追加する提案をしている。しかし、この意見に対しては多くの国から疑念が寄せられ、結局否決されてしまうのである¹³⁶。追放される人間の「不利益」よりも、諸邦間での被追放者受入れ問題の管理に関する国家的利益のほうが優先されたというべきだろう。

それまでの二国間の被追放者条約に代わり、暗黙的帰化を廃止したゴータ条約が多国間で結ばれることにより、ドイツ諸邦における国内法の規定もその影響を受けた。ゴータ条約締結後に国籍法

¹³² Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.37.

¹³³ „Vertrag zwischen Preußen und mehreren anderen deutschen Regierungen wegen gegenseitiger Verpflichtung zur Uebernahme der Auszuweisenden. Vom 15. Juni 1851,“ *Protokolle der Deutschen Bundesversammlung*, 1853, S.229-233. 同条約はまた, *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*, 1851, S.711-716 にも収録されている。なお、1851年に最初からゴータ協定に参加していた国はプロイセン、バイエルン、ザクセン、ザクセン・ヴァイマル、オルデンブルク、ザクセン・マイニンゲン、ザクセン・コーブルク・ゴータ、ザクセン・アルテンベルク、アンハルト・ダッサウ、アンハルト・ケーテン、アンハルト・ベルンブルク、シュヴァルツブルク・ルドルフシュタット、シュヴァルツブルク・ゾンダースハウゼン、兄系ロイス、弟系ロイス、ヴァルデク、リッペの17カ国であった。

¹³⁴ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.154-155.

¹³⁵ Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.37.

を制定した邦では、プロイセン同様、国籍の取得条件に暗黙的帰化を採用しなかった。前述したザクセン王国がその例だが、他にもザクセン・コーブルク・ゴータ公国（1852年制定）、ヴァルデック侯国（1855年制定）、ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ大公国（1859年制定）などでの国籍法は暗黙的帰化を含んでいなかった¹³⁷。また、バーデン大公国は、1854年に1818年憲法でなされた規定を改定し、それまであった10年の滞在による国家市民資格取得という規定（すなわち暗黙的帰化）を廃止している¹³⁸。このようにゴータ協定はドイツの諸邦の国家帰属規定から暗黙的帰化を消滅させ、血統、明示的帰化、結婚という三つの方法に限定する「プロイセン型」の国籍法へと収斂させていくことになった。

一定期間の滞在で自動的に国家の成員資格を与えるという暗黙的帰化は、当時の欧州ではドイツ諸邦に独特のものであった¹³⁹。IIですでに述べたように、領土内の居住に基づくこのような成員資格の付与は、「領域内にあるものは、私の臣下である」という原則に基づき、自国領内に居住する人間を国力の資源として動員するという近世的な領域国家の統治論理を前提としている。18世紀以前にはまだ「臣民」と「外国人」とを明確に区別する必要はなかった。しかし、19世紀に入って国家が成員組織となり、一般徴兵制や憲法が導入され、住民を把握する行政官僚機構が発達し、国家と住民との関係がより直接的なものになっていくと、国家は国家に帰属する人間が誰であるのかを規定しなければならなくなる。暗黙的帰化は、そのようななかで領域国家の統治論理が部分的に残存した結果生まれた国籍取得の方法だと考えられる。しかし、人の移動が増大するようになると、暗黙的帰化では移住者の帰属先を特定しにくくなっていく。暗黙的帰化は時代に適合しなくなっていったのである。

ビュルテンベルク王国の参事官ミュラーは、ゴータ条約の解説文のなかでその状況を以下のように解説している。

諸悪の根源は主に、国家帰属に関する各国の法制の欠陥にあった。その法制によれば、実定

¹³⁶ A. Müller, *Die Uebereinkunft deutscher Bundesstaaten vom 16. Juni 1851 wegen gegenseitiger Uebernahme der Ausgewiesenen und Heimathlosen (Gothaer Convention). Mit erläuternden Anmerkungen und einem Abdrucke der den Abschluß, beziehungsweise die Revisin der Uebereinkunft betreffenden Conferenz-Protocolle* (Verlang von Wilh. Ritzschke, 1861), S.102-104. また、ハノーファーもプロイセンに反対して居住原理の維持を主張している (Goswinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S. 153-155)。

¹³⁷ „Staatsgrundgesetz für die Herzogthümer Coburg und Gotha vom 3. Mai 1852,“ *Gesetzsammlung für das Herzogthum Gotha* Bd.VIII, No.410, S.7-8; „Heimatgesetz,“ *Fürstlich Waldeckisches Regierungs-Blatt*, 1855, S.272-278.; „Gesetz über den Erwerb und den Verlust des Unterthanenrechts im Großherzogthum Sachsen-Weimar-Eisenach vom 6. April 1859“, *Regierungsblatt für das Sachsen-Weimar-Eisenach*, 1859, S.73-77.

¹³⁸ „Gesetz über die Erwerbung des Staatsbürgerrecht durch einen zehnjährigen ehrlichen Aufenthalt im Lande,“ *Großherzoglich Badisches Regierungsblatt*, Nr. IX 1854, S.51.

¹³⁹ Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.96-97.

的な規範なしに、国内に存在する人間と事物に関する領邦君主の権限をもとに、通例において臣民資格を領土内での居住（Domicil）に依拠するものとしていた。

このような状況は、今世紀初頭に発生した数多くの領土変更と結びつき、国籍資格が不詳の人間の数をますます増加させることになった。長い戦争が終わり、今世紀の20年代になり、行政の全支部が再組織化され始めた時、「放浪者や被追放者」の相互の受入れに関して確実な原則について合意する必要性が確信されたのである¹⁴⁰。

ミュラーはここで、「領土内での居住」に依拠した臣民資格の規定を、「国内に存在する人間と事物に対する領邦君主の権限」という領域国家の原則に基づくものとして批判している。このような規定の方法は、国籍不詳の（無国籍者の）人間の増加をもたらす結果になるからである。この問題を解決する方法が居住原理の排除であり、個人の国家帰属を判定しやすい血統と明示的帰化への収斂だったのである。

（3）ドイツ諸邦の国籍法制と「ネーション」

1851年にゴータ条約が締結されてから1860年代前半にかけて、ドイツ諸邦の大部分（全てではないが）で成員資格に関する法的規定（独立した国籍法によってだけでなく、憲法によるものも含めて）がなされるようになった（Ⅲで示した表を参照）。しかし、この時点でのドイツ諸邦の国籍法制は、ネーション概念（ブルーベイカー言う「国民の自己理解」）と結びつけて語られることがほとんどなかった。たしかにゴータ条約の条文を見ると、その前文で「一つの全般的なドイツの故郷権（ein allgemeines deutsches Heimathsrecht）を準備するもの」と謳われてはいる。しかし、ゴータ条約が諸邦間で結ばれた条約であると言う事実が示しているように、依然として法的成員資格の枠組みは個々の諸邦であり、帰属先は「ドイツのネーション」全体ではなく、「個別の（partikular）」の国家にあった。さらにこの時点の国籍法制は、ドイツ諸邦における「国家市民（Staatsbürger）」意識（諸邦レベルでの「われわれ」意識）とも強い結びつきを持っていなかった。それは諸邦レベルでの成員国家化が（すなわち国家成員の参加や組織化の程度が）十分には進展しなかったことを示している¹⁴¹。ドイツ諸邦の国籍法制は主として、人々の移住や帰属をめぐる国家の管理権限強化を目指す法務官僚によって作成されたものであり、成員自身が自分たちの帰属先の定義めぐってその作成に参加していたわけではない。それは、まさにヴェイユの言うような「様々な利害を考慮して獲得された法技術の集積」だったのである。ドイツにおいて国籍概念とネーション

¹⁴⁰ Müller, *Die Uebereinkunft deutscher Bundesstaaten vom 16. Juni 1851*, S. iii-iv（傍点による強調は引用者による）。

¹⁴¹ A. グリーンの研究が明らかにしているように、たしかに19世紀は、「国民的（national）」な統一運動と並行して、各邦が君主国として近代化され、各邦の臣民が国家へと政治的・文化的に統合されていった時代でもあった（Green, *Fatherlands* [前掲注13]）。だが、そのような「祖国」形成は成員資格の法的規定とは必ずしも結びついていなかったということであろう。

ン概念とが結びつくようになるのは、ドイツ帝国建国以後のことである¹⁴²。

よって、プロイセン臣民法からゴータ条約締結後にかけての血統原理の比重の高まりを、ドイツ特有のエスニックなネーション概念の影響と見るのは時代錯誤ということになる。ファーマイア、ヴェーバー、ヴェイユなどの近年の研究者がそろって指摘するように、この時代における血統原理はエスニックな観念とは無縁だった。血統原理は「血」によって結び付けられたエスニックな共同体の存在を「想像」して採用されたものではなく、貧困移住者や被追放者の国家帰属を明確化するという法実務的な観点から有効な方法の一つとして用いられたものである。しかも、血統原理は1810年代末からドイツ諸邦で採用されていたものであり、プロイセン臣民法以降の血統原理の比重の増加は、暗黙的帰化が廃止された結果生まれた「意図せざる結果」でもあった¹⁴³。

さらにいえば、暗黙的帰化の前提となる居住原理がドイツ諸邦から完全に一掃されたわけでもない。バイエルン王国は、「王国内に移民し、定住する」ことを国籍取得の条件の一つとした1818年の「国籍に関する勅令」の規定を変更していない¹⁴⁴。ドイツ全体での国籍法制の統一化は、やはりドイツそれ自体の政治的統一（オーストリアは除外された形で）によってはじめて可能になった。

では、そもそもなぜドイツにおいて血統原理が採用されるようになったのか。ヴェイユは、ドイツを含めた欧州大陸における血統原理の波及を、1804年制定のフランス民法典の影響であると主張した¹⁴⁵。たしかに、君主への忠誠（その表現として領域内での居住）に基づいて帰属を定める「封建的」な原理にとって代わり、成員を家族のような永続的結合によって捉える血統原理はフランスが産んだ近代的な国籍取得の方法である。しかしながらヴェイユは、フランス民法典における血統原理が他国の国籍法に及ぼした影響について、具体的に検証しているわけではない。たしかにドイツ諸邦においても、1811年のオーストリアの民法典、また1816年のバイエルン、バーデン、ビュルテンベルクの被追放者条約において血統原理が採用されていた。しかしながら、そこでフランス民法典の影響がどのように作用したのかは不明である。一方で、プロイセン臣民法の審議過程におけるフランス民法典の影響について、ヴェイユは詳しく検討している。しかし、そこで論じられているのは帰化の方法に関する論争であり（IVで論じたように、これが臣民法の制定過程の中心的な争点であった）、決して血統原理に関するものではない¹⁴⁶。プロイセンでの血統原理がフランスをモデルにして採用されているのかどうかは、ここでも論証されていないのである。

¹⁴² ヴェイユはブルーベイカーの文化的アプローチを批判して国籍法を「法技術の集積」ととらえるのだが、その反面「ネーションの自己理解」の果たす役割それ自体を否定するという行き過ぎに陥っている。「ネーションの自己理解」がどの程度の意味を持つかは、社会的・政治的文脈によって異なる。国籍法が民主的決定過程の争点となると、ネーションの観念が規範的機能を果たすことがある。ドイツにおいてそれが見られるのは、ドイツ帝国建国以後、特に1890年代からのことである。

¹⁴³ Farhmeir, *Citizens and Aliens*, p.38; Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.78-79.

¹⁴⁴ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.137.

¹⁴⁵ Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p.48-52, 296-97 [訳54-57, 287-88頁].

¹⁴⁶ Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p.282-290 [訳274-281頁].

ヴェイユとは異なり、ドイツの国籍法の研究者たちはフランスの影響について明確な指摘をしていない。例えばネイサンスは、プロイセン臣民法を審議していた官僚たちはフランス民法典を参照してはいるものの、ヴェイユの主張するようにそれをモデルとして「借用」したわけではなく、フランスの影響はあったとしても限定的なものだったとしている¹⁴⁷。またゴゼヴィンケルは、血統原理が都市ゲマインデにおける伝統的な成員資格取得の慣行であり、19世紀初頭のドイツ諸邦の官僚たちの間ではすでに疑う余地のない自明な原則として受け入れられていたとし、フランスの影響については全くふれていない¹⁴⁸。

身分の違いを超え、全ての個人に平等の成員資格を付与する国籍という制度それ自体は革命期・ナポレオン期のフランスで発生した近代的な構築物であり、それがその後の欧州諸国の国籍法のモデルになったことは間違いない。ドイツ諸邦においても、ナポレオン期にフランスの影響下で国籍法の制定が始められたことは、この論文ですでに指摘した。だが、その当時の南部諸邦の国籍法ではむしろ出生地原理の要素が強かった。また、ウィーン会議後の被追放者条約における国籍規定においては血統原理が採用されたが、それは居住原理などと並ぶ国籍取得の方法の一つにすぎなかった。その後、居住原理は消滅していくが、それに対して血統原理はそのまま維持されドイツの国籍規定において定着する。だがそれは、移住が増加するなかで国家成員資格を明確化する必要に迫られたドイツ諸邦にとって、国家と個人との持続的な結合関係をつくることのできる血統原理が、法実務上有益だったからであると思われる¹⁴⁹。

いずれにせよ、ドイツにおける血統原理が単に「フランスの民法典をコピーした」というほど単純な経緯で採用されるに至っわけではない¹⁵⁰。ドイツ諸邦で血統主義が広く採用されるようになった1810年代には、すでに指摘したように血統原理だけで移住者の帰属先が簡単に特定できるような状況ではなかった。フランス革命からナポレオンの時代にかけて、ドイツでは大規模な領土の変更・再編成が行われ、数多くの諸邦が消滅していたため、血統原理だけでは親の国家帰属が簡単には特定できなかったからである。だが、その後ドイツの政治地理的秩序が安定すると、血統原理は国家帰属を同定する手段として有効性を発揮するようになる。1840年代に入って血統原理が定着するのはそのためであろう。そこでフランス民法典が「モデル」の役割を果たした可能性はある。しかし、そのフランスの影響力がどれほどのものであったのかは、今後の解明すべき問題であるといえる。

¹⁴⁷ Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany*, pp.62-63.

¹⁴⁸ Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.36, 69.

¹⁴⁹ 血統原理の近代国家との親和性についてはドイツの法学者オーリガーも指摘している（Rainer Ohliger, “Ius Sanguinis,” in Matthew J. Gibney and Randall Hansen, eds., *Immigration and Asylum: From 1900 to the Present. Volume I: Entries A to I*, ABC Clío, 2005, p.342）。

¹⁵⁰ Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p. 296 [訳287頁]